矯正図書館

欲期監獄改良宜得國民同情



監獄雜誌

第九卷第三號

目錄

●論說……（一頁）
●條件附裁判法（第二回監獄茶話會演說）……小河滋次郎君
●未成年犯罪者及救治策（前號の續き）……山本德尙君（一六頁）
●海外通信……（二〇頁）
●亞米利加合衆國監獄大會議……中村襄君
●特別寄書……（二五頁）
●罪因の種類及犯情に就て（第二）……岡野陽門君
●敎誨……（三一頁）
●新入敎誨執行に就て……在東京
●監獄內の信敎自由……在東京
●監獄茶話會……（三一頁）
●第二回監獄茶話會……田中一雄君
●雜報……（三一頁）
●上訴囚の送還は從前の通り必ず直近せしめらるゝの趣旨なりと云ふ●過書看守考查試驗及第者に就て●典獄看守長の略服制に付て●賭博犯處分規則の科料換算方に就て●囚人懲治場看守規則の制限に就て●府縣監獄官吏の俸給に就て●典獄特別任用令改正の風說●明治三十一年度の豫算決定●釜潟の出張●在監人の運身搜檢に就て●獄務課長の任令●刑事被告人の滯獄調に就て●刑事被告人と囚人との別を明かにする如き●監獄号帝國大學の講座に上ぼる●典獄召集會議●囚徒看詐の眞書●監獄官の任用試驗●英語研究に就て●當局者に促す（海東逸史）●監獄官吏の任用を尊重するは監獄改良の第一着手歟（樣濱浪人）●逃走囚に對する刑期計算（一讀者主人）●犯罪の原因に就て（在東京洋々散士）……（五九頁）
●寄書數件……（六三頁）
●外國語學……（四九頁）
●問答……（四五頁）
●通信……（四六頁）
●監獄書記看守長任用試驗●巢鴨監獄署英語會一周年祝會●文武練習所始業式●兵庫縣出獄者保護會設立の趣旨
●雜錄……（四九頁）
●監獄巡閱を勵行すべし（佐原生）●吾人の覺悟（井上薇州）●英語研究に就て當局者に促す（海東逸史）●監獄官吏の任用を尊重するは監獄改良の第一着手歟（樣濱浪人）●逃走囚に對する刑期計算（一讀者主人）●犯罪の原因に就て（在東京洋々散士）……（五九頁）
●寄書數件……（六三頁）
●外國語學……（四九頁）

警察監獄學會發兌

菊版大本五百頁
上製金八十錢郵稅十二錢
並製金七十三錢郵稅十錢

泰西小河滋次郎先生序
英國多羅句先生原著
雲月松尾音次郎先生譯

○刑罰及犯罪豫防論 附 出獄人保護論

全壹冊

社會問題の今や世人の最注目となれり就中刑罰及犯罪豫防問題の最緊急の要物となれり大赦減刑令執行の結果としてや層一層世人の注目する處となり出獄人保護事業や各地志士の設計企畫あるに至れり此種事業の參考書を要すると極て急なり時に本書や英國斯道の學者として又斯道の改良論者として英名萬國に雄飛する多羅句氏の近著にして實に志士の要求を滿足せしむる參考益書たり然れども本篇頗る鴻卷なるを以て適宜抄錄摘譯したるものを見るの外なく予輩大に憾みとし請ふて全篇を精譯し出版の擧をなせり惜むらくや斯道の考究家未だ多からざるを以て僅々需用の員數に富てゝ五百部を限り印刷に附し若干冊を以て諸君の清覽に應せんと欲す乞ふ至急に申込あらんことを

定價金三十錢
郵稅四錢

北海　天福堂主人編

○立志美談

全壹冊

定價金三十錢
郵稅四錢

四人看病の用に供する書籍にして未だ好良のものなきは當路諸君の常に憂とせらるゝ處ならん茲に在北海の教誨師徽峯留岡君、雲月松尾君、長陽阿部君、製堂大塚君、濃川水崎君等の講演せられし教誨にして今古人の傳記其美談を編纂し以て本書を刊行せり、又、平假名を用ひ且つ多くの細畫を挿めり、四人看讀の用に適せりと信ず、素より四人のためにのみ筆を取りたるに非ざれば或は家庭に或は職工場に備へ自助立志の奬勵となして可なり、各府縣監獄署區に圖書に備へられたる向多し、又予輩先きに刊行せし教誨叢書は目下休刊せり、該書の愛讀を申込るゝ諸彦には代るに立志美談を以てせられなば或は御需用に應ずるとあらん

東京市神田區南神保町八番地　出版元　原　胤昭
同　京橋區出雲町一番地　警醒社書店
同神田區一ツ橋通町七番地　有斐閣書房

大資捌

矯正図書館



佐賀縣典獄
坂口兼賢君肖像



大坂府典獄
眞木喬君肖像





茨城縣典獄
柿木原政澄君肖像

前内務大臣 改正條約實施準備委員長 伯爵 樺山資紀 公題辭

前内務省警保局長 監獄局長 改正條約實施準備委員 寺原長輝 君序

茨城縣知事 前内務省參事官 小野田元熙 君序

前内務省參事官 政務調查委員 德富猪一郎 君序

内務書記官 衆法制局參事官 改正條約實施準備委員 有松英義 君序 竝校閱

衆議院書記官長 内務省參事官 平岡定太郎 君序 竝校閱

内務省監獄事務官 警保局保安課長 小河滋次郎 君序

内務省警保局保安課長 牧野誠 君跋

憲法 行政法
刑法 刑事訴訟法
裁判所構成法
警察法規

警察官教科書

菊判四百五十頁
用紙和製上等
春クロース金字入美裝

内務省警保局兼監獄局勤務
新居友三郎君著

正價金七拾五錢豫約者に限り前金五拾錢

東京市外全國送料一冊金八錢

●官廳の申込に限り● 代金は郵便爲換を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村晃貞宛を以て送
●前金を要せず● 本の上直に御送金相成たし但郵便爲換は四谷郵便支局に限る

再版 殘本若干あり此際御申込の向は

豫約減價

を以御需要に應ずべし

内務省監獄事務官　小河滋次郎君序
三重縣參事官法學士　浦太郎君序
警察監獄學會編纂

監獄英語必携　全

●ポッケット入小本
●舶來上等紙
●定價一部三十五錢
●郵送料一部金四錢
●紙數四百餘頁
●本綴惣クロース入
●金字入

本書は英語を解せざる初學の士をして獨學自習の目的を達せしめ併せて歐米人拘禁の場合に臨み英語を以名藉を取るの對話を初め各部門を分ち對話筆談を自在ならしめ且監獄一般の要語をいろは字引として之れに附す其編纂の如きは實務家及內外英學者の合著にして加ふるに斯道先覺の斧正校閲を經たるを以獨習及實際の應用に適實なるは聊か本會の誇稱する所なり故に司獄の職に在るの士は必ず一本を携へ切磋歲月を積み內地雜居後彼れ歐米人と對談の自在を得遇囚上遺憾なからんことを期せられんと切望に堪へず

●豫約法

一豫約減價一部前金三拾錢
一豫約部數の外若干の殘本あり此際至急御申込の向は豫約減價を以御需要に應ずべし但本書は最早再版に付せざるを以て折角御申込を得るも殘本の外は御謝絶申上ぐべし

明治三十一年三月

一代金は郵便(銀行)爲換又は通運便(持込料添)を以て東京四谷區荒木町警察監獄學會磯村兌貞宛名を以着本の上直に御送金ありたし但郵便爲換は東京四谷郵便支局に限る

警察監獄學會

矯正図書館

監獄雜誌第九卷第三號

論說

●條件附裁判法（第二回監獄茶話會演說）

小河滋次郎君

私は條件付裁判法に就て少しく卑見を述べよふと思ひます……刑法草案第三十條初犯ニシテ懲役又ハ禁錮六月以下ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ情狀ニ因リ裁判言渡ノ日ヨリ時効ノ期間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得……第三十三條刑ノ執行猶豫ハ刑ノ執行前檢事ノ申立ニ因リ裁判所之ヲ決定ス此場合ニ於テハ其決定アルマテ刑ノ執行ヲ停止ス……第三十五條刑ノ執行ノ猶豫ノ期間内更ニ罰金以外ノ刑ニ該ルヘキ重罪ヲ犯サヽルトキハ其猶豫セラレタル刑ノ執行ヲ免除ス……第三十六條刑ノ執行猶豫ノ期間内更ニ罰金以外ノ刑ニ該ルヘキ重罪ヲ犯シタルトキハ當然後刑ト共ニ前刑ヲ執行ス……と此條件付行刑猶豫の規程は法律上種々の非難あるを免かれない所では御座りまするが實驗の上に於て其成蹟の顯著なるものありとの故を以て各國競ふて之を歡迎し獨り學者の多數が之を是認するのみならずまた列國刑法會議若くは列國監獄會議等當に之に向つて殆んど滿場一致の贊成決議を表するのみならず英吉利（千八百八十八年）白耳義（千八百八十八年）佛蘭西（千八百九十一年）瑞典（千八百九十六年）墺土利瑞西（刑法草案）等到る所に（伊太利刑法は斷然之を排斥したり）立法上之を採用實行するに至りまして守舊派刑法學者の泰斗たるベルチル氏の如きすら行刑執行猶豫法の前途は向ふ所敵なく進軍万里破竹の勢を以て終に各國の立法を席卷するに至るべしと

矯正図書館

の豫言を發するに至りました位のことであります、されは我立法者の之を草案に採用するに至りたること蓋し時論の趨向に應じたるものと謂ふべく深く其の利害便否を講究せられたることなりと信じます

條件付裁判の祖國は米國で御座りまして即ち同國マサチニセッツ洲に於て施行したるものを以て創始と致しました成蹟の顯著なるもの亦た實に米國に於て之を實驗することが出來ました此成蹟の美なること即ち歐洲大陸をして垂涎して其方法を繼受するに至らしめたることで有りますが大陸諸國に於て之を實行したるの結果は果して能く豫期の目的を達し得たるや否實行の日尚は淺くして未だ十分其成蹟を計數の上に證明し得るに至りませぬが私等が考へにては其の成蹟の豫期の如く十分でないかと思ひます……實際また曾て白耳義に於ける二三の實驗家に就て質したる答辨に由つて之れを見るも益々疑念のある所を深からしめざるを得さるので有ります……纏つて米國に於て顯著の成蹟を收め得たる所以の原因を考へますに同國に於ける條件付裁判法なる所のものは最初は幼年者に對してのみ之を執行し其成蹟の顯著なるものあるを確認したるの結果として千八百八十年以來一般成年者に對しても亦た之を適用するに至りたるもので有ります……其性質に至ては……未だ裁判を下さゞる前に於ける一の恩惠的宥恕法と見るが適當で御座ります即ち監察委員なるものありて地方警察權の一部を分任せられ其の職權を以て或る犯罪人に對し刑罰を課せずして先づ之を試驗的監査に付せんことを請求せしめ裁判所は之に對して其の適當と認めたる期間宣告を宥恕して放免し委員に付して嚴重に事後の行狀を視察監督せしめ期間中豫期の行狀を保ち得たるものは全く其の罪を不論に付し然らざるものは更らに收禁して之れに適當の刑罰を宣告するので有ります而して之が猶豫法を適用する所の犯罪は暴飲、賣淫、爭鬪、日曜違犯些細の窃盜等多くは警察罪又は極めて輕微の輕罪に限る……殊に賣淫、暴飲犯に就て最も多く適用するので有ります且つ之を適用するの前に於て監察委員は其警察權を以て最も親切叮寧に當該者の人物性行及び境遇の關係等を精察することを必要と致します且つ又一旦猶豫法を適用せられて監査委員の監察に付せられたる所の者は委員は之に對し獨り其の性行の良否を監察するのみならず尚は種々の方法手段に由つて之を保護し或は生業を授け或は訓誡を加へ或は屢々自ら之を訪問し或は親しく其家事の爲めに奔走の勞を取り成るべく其の正路に就て良民的生活の道に復歸せしめんことを計る即ち監察委員なる所の者他面にはまた其の被監察者の良友で有ります……協議者で有ります……保護者たるものと謂はねばなりませぬ……而して其の保護の目的を達せんには或は警察權を以て酒舖若くは遊樂塲等に入るの禁を強制することも出來ます私は其實況を詳査したる留岡君に就て之を聽くに此の所謂監察委員なる所のもの多くは地方の名望家若くは博愛家等を以て之に任命することなるが故に監察保護すべて其の宜しきに適し委員と被監察者との關係は丁度子の父に對し……門生の師傅に對するが如くなりとの事で有ります、其の効果の顯著なるものあるは蓋し必然の結果と謂はねばなりませぬ然るに歐洲大陸諸國に於て（尤も英國に於て採用したる處の方法は幾分か米國法に近似したる所の點あるを認む）繼受したる所の方法は全く母法の精神を剝落して僅かに其の形骸のみを存留したるものに同じく裁判宣告の猶豫は一變して行刑の猶豫となり猶豫期間は唯た漫然犯罪者を無放するのみに止まり曾て之に對して保護を加へ矯正を施す等の設備あるに非ず我が草案の規定する處また斯くの如くにして殊に草案に由つて之を見れば當該者にして若し猶豫期間内更に罰金以外の刑に該るべき重罪を犯すに非ざる以上は放蕩遊惰に流るゝが如きは言ふを俟たず輕罪の總べて及び罰金を以て罰せらるべき重罪（即ち賭博等の不行跡あるも亦た問ふ所に非ず）を犯すも之が爲めに猶豫の恩典を剝奪せらるゝの虞あるなし其の範圍の廣寬なること實に驚くべしと申ふす譯で斯くの如くにして果して能く米國に於て收め得たるが如き顯著の効果を見るを得

監獄雑誌　第9巻 第3号

矯正図書館

へきや大に此に疑なき能はざる次第で御座りまする

草案に曰く初犯にして懲役又は禁錮六月以下の言渡を受けたる者は情狀に因り云々と所謂初犯なる所の者は刑法の所謂再犯以上に該當せざる者を指して之を稱することで御座りましよふ草案第七十一條に曰く或種類ノ罪ヲ犯シ懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ十年內ニ更ニ同種類ノ罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ再犯トス然らば則ち再三再四竊盜又は强盜等の罪を犯したる所謂慣習犯罪者なりと雖とも其の最終の刑の執行を終り又は執行の免除ありし日より爾來引續き又常に犯罪を以て職業となす者でも幸に發見せらるゝに至らずして居て十年を過ぎた以後に於て犯罪したるもの不幸にして發見逮捕せらるゝ所となると雖とも刑法に對しては即ち初犯者なりと謂はねばならぬ又十年以內に於て再三再四犯罪をなしても其の種類同じからざれば即ち同じくなた刑法の初犯者を以て見做さるべく既に初犯者なる以上は此の種類の者と雖とも行刑猶豫の恩典に浴するもなた差支へなきことにして實際なた此の奇觀を見るに至るなきを必することは出來ませぬ……辨ずるもの或は言はん刑法既に情狀に因り云々の明文を掲ぐ裁判官の明、決してなた上來引例したるが如き種類の者に對して此の恩典を適用するの恐れあるなしと或はそふでも御座りましよふ……併しながら情狀の文字其の意味頗る曖昧にして解釋に由つては如何樣にも之が伸縮を自由ならしむることが出來ます裁判官其の人の見解に因り苟も法律の條件を具備したる以上は如何なる種類の者に對しても亦た之を適用する岡より差支へなき所にして常識以外に奔るの事實あるべきは今より豫想し得べき所なりと信じます蓋し情狀の二字は本條行刑猶豫規定の死命を判する所の要關にして從て之を研究することは最も愼密でなければなりませぬ思ふに立法者の精神は犯罪の性質方法及過去現在の狀況並びに犯人の性質、行狀、身分、境遇、教育、年齡、等個人的諸般複雜の關係を精究して將來又犯罪に至るが如き懸念なく且つ宥恕即ち行刑猶豫は本人及び公益の爲め却て利便多かるべしと認定せられ得べき情狀を標準とせしめんと欲するで御座りましよふが之を判定することは果して裁判官若くは檢察官の能くし得べき所であると信せられましよふか……如何なる名醫も一回若くは二回の診斷に由つて患者の疾病を確め得ざることあるが如く如何に法律の知識に富める裁判官であつても犯罪人に對して單に其犯罪の事實及法律の適用を定むるだに容易に之を爲し能はざることあるを免かれない……況んや犯罪の事實及び法律の適用以外に於ける複雜多數の關係事情を認定する事で有りますから……監獄行刑の至要は先づ在監囚人の個人的關係を詳悉するに在る事で御座りまして彼れ囚人は限られたる範圍內に於て日夕親しく相近接する所のものなるにも拘はらず確實に之を詳悉するの至難なること實に私等行刑官吏の經驗する所で有ります裁判官如何に敏明宏智なりと云つても未知初見の犯罪人に對し之が過去現在及び未來に於ける個々複雜なる情況を詳悉し得んこと頗ぶる疑はし、故に不完全ながらも之が情況を確めんと欲するに當りては裁判官若くは檢察官は地方警察機關の力に因て之を審案しなければなりませぬ然るに地方警察機關—殊に不完全なる我が今日の警察機關の力に由り果して能く適正確實なる情況調査の目的を達し得べしと信せられましよふか況んや彼れ犯罪人の如きに至つては多くは一定の居住なく（墺國刑法草案の如きは若干年間一定の地に居住したる資格を以て猶豫規定適用の一條件となせり）出沒自在なるが故に警察の眼を以てするも之が眞相を探知すること極めて困難なる事で御座ります此困難の事情は人々稠密なる都會繁華の地に於て最も其の甚だしきものあるを信じます犯罪者個人的關係を確實に調査するの困難……一層適切に之を言へば絕對的不能事……たるは言ふを俟たず單に所謂初犯の眞否すらも之を判明すること決して容易の業ではなね……多年我が司法上に實驗し來りたる所の實驗に因て之を見るも再三再四、犯罪に犯罪を重ね幾度か監獄の門

監獄雑誌　第9巻 第3号
矯正図書館

を出入したる所の惡漢にして而かも尙ほ初犯の名義の下に處刑せらるゝもの殆んど過半は皆な是れなりと謂ふも誣言では有りませぬ是は私等監獄當局者の殊に最も能く經驗し得たる所の事實にして試みに監獄に就て之を調査せば容易に多數の實例を見ることが出來ませうよふ且つまた眞に所謂初犯なるもので有ても初犯必ずしも實質の初犯に非らず先天的若くは習慣的癈疾の犯罪者にして尙ほ初犯者たる者其數甚だ少く有りませぬ（クローチ氏監獄學）斯くの如く不確實なる初犯又は情況を基礎として行刑猶豫期定の適用を爲す裁判官は神に非らす情況認定の結果は獨り適用の區々に渉るのみならずまた適用其宜しきを得さることの必無を期する事は出來ませぬ……奸惡苟免を得て愚直反つて嚴刑に坐す法律は公衆の前に公平均一なりとの要義を紊り法治的爲政（レヒツプレーヂ）の根底を危からしむるに至るを恐れなければなりませぬ加之之を實際の上に就て考ふるも檢察官が行刑猶豫の規定を取捨するに當り所謂情況の精密調査を遂くるか爲めに上陳するが如く警察其他に照會するの必要あるを以て普く關係ある各地方各官衙に照會往復するの結果は勢ひ裁判進行の遲滯を來し滯獄日數の如きも亦た非常に延長せらるゝに至るを免かれない……裁判進行の遲滯は今日に於てすらも尙ほ往々其の弊を訴ふるの聲を聞くの實況では有りませぬか、裁判進行の遲滯尙ほ忍ぶべしとするも徒らに往復照會の手續を費して得たる所の情報は不正不實に非らされば則ち一片儀式的の死文に過ぎない……恰かも白痴癲癇を以て組織したる偵察隊の情報に信を置て作戰の計畫を爲すと一般でござふして能く犯罪軍討伐の目的を達し得られませうよふか

又草案の規定に因れば行刑猶豫の恩典を適用すべき所の者は懲役又は禁錮六月以下の言渡を受けたる者に止まり罰金拘留科料等の言渡を受けたる者に對しては之を適用することが出來ないので御座ります重き懲役又は禁錮に就て之を施し反つて輕き罰金以下のものに就て之を施さすとは甚だ其權衡を失したるやを疑

はなければなりませぬ殊に私等の眼を以て之を見れば罰金拘留等を以て罰すべき輕微（例へば賭博賣淫其他風俗取締等に關する違犯）犯罪者に對してこそ却て之を適用して其の効顯の著しきものあるを信じます其草案第三十一條罰金の言渡を受け納還すること能はざる爲め留置すべきものに就ては其日數の如何に拘はらす其執行を猶豫すとの規定あるに至つては頗ぶる其不條理なるを疑はなければなりませぬ……其結果は反つて罰金の不納完を奬勵するに至るなきを得ませうか……草案第三十六條に曰く刑ノ執行猶豫ノ期間内更ニ罰金以外ノ刑ニ該ルヘキ重罪ヲ犯シタルトキハ當然後刑ト共ニ前刑ヲ執行スと私は上來陳述する所の理由に因り草案行刑猶豫規定の全體に對し之が實行結果の如何を疑ふものなるが故に本條停止條件の如きに就ても固とより其の全體に向つて疑ひを抱くを免かれぬ殊に其の如何なる種類の犯罪に論なく苟くも罰金以外の刑に該るべき重罪を犯したることを以て當然停止の條件となすに至つては頗ぶる其立法者本來の精神に扞格する所なきやを疑はざるを得ないので有ります立法者すでに初犯を以て猶豫適用の要件となし且つ再犯は同種類の犯罪ありたる場合にのみに對して之を認むることなるを明示したるではありませぬか（第七十一條）猶豫期間内更に犯すべき罰金以外の刑に該るべきすべての重罪は必ずしも再犯を以て論ずべきものでは有りませぬ……蓋し前後兩罪の間心理上の連鎖（ブシヒツシエツテーゼンメンハング）あらざるものあるべきを以てゞあります、心理上の連鎖なき犯罪あるも是を以てすべて當然猶豫停止の條件となすは條理の適合を得たるものに非らずして亦た立法者本來の精神に一致せざるものなりと信じます、例へば財產に對する罪を犯して行刑猶豫に處せられたるものあり謹愼悔悟能く恩典の旨趣を奉戴して正業に營々刻苦する所あり期間未だ終らざる際に於て偶ま止むを得ざる境遇に處して一片の義心禁じ難く隣祐鄉黨の爲めに盡したる行爲は端なく終に身體傷害罪に觸れて草案第二百六十四條の刑を宣告せらることありと假定せんか前後其間の行爲に於て毫

矯正図書館

も心理上の連鎖なきのみならず前の行爲に對して行刑猶豫を適用したるの目的は既に十分に之を貫徹したるにも拘はらず止むなく之を取消して更らに執行しなければならぬと云ふ樣な不都合を見るに至るを免かれぬ是れ立法者本來の精神に背反するものに非ずして何と云ひやせう此他尙は監獄今日の狀態より觀察して到底行刑猶豫規定を今日の我國に適用するの尙早なるを主張しなければならぬ事が御座りやす……蓋し歐洲各國に於て到る所行刑猶豫期定を歡迎したる所以のものは時恰かも短期自由刑の弊害に堪へずして何ものか能く之に代はるべき適當の方法を得んと渴望し訓戒自宅謹愼加鞭等種々の方法を案出するも未だ一も比較的適法有効のものとして認むべき代償法を見る能はざりし時であつたからで御座りやす短期自由刑の適用の頻繁なるの事實は我國も亦た敢て歐洲各國と異るなく寧ろ却て我れに於て一層其頻繁なるの事實あるを認めやす而して短期刑執行の結果は初犯偶發の犯罪者をして監獄即ち所謂犯罪學校の養成を受け忽ち監獄醜惡の生活に馴れ良心を滅却して罪惡に增長し偶々以て矯正すべからざる痼疾的犯罪者として出監せしむるに至るを免かれない……社會犯罪增加の顯象を來す主要の原因にして殊に幼年犯罪者に對するものに就て最も其の弊害の著しきものあるを實驗す監獄をして犯罪養成所たらしむるに至る所以のものは監獄改良の進歩は尙ほ未だ十分に分房制施行の範圍を擴充することが出來ず多數頻繁なる短期囚に對して勢ひ雜居拘禁法を以て處遇しなければならぬからで御座りやす此點に付ては我國の如き殊に最も監獄改良の幼稚なるを免れざる今の日場合なるが故に短期刑代償法の必要を感ずる譯では御座りやすが如何せん我國と歐洲諸國との間には大に事況の異るものが有りやして假令ひ行刑猶豫法をして彼れに在て顯著の効驗あらしむるものと假定するも獨り我國の今日に於ては其効驗を見る能はざるの理由が御座りやすから……何をか彼我事況の異るものありと云ふ曰く行刑猶豫に付する者なりと雖ども其犯罪の事實を審糺するが爲めには、一旦は先づ之を未決監に拘禁するの必要あるもの多かるべきは勿論にして而して彼れに於ける未決監獄なる所のもの多くは完全なる分房制の構造なるを以て此に拘禁するも監獄生活に馴れ善くは罪惡に感染する等の弊、割合に少く御座りやすするが我れに於ける未決監獄の實況は全く之に反し實質の上に於て殆んど已決監獄と異るなく同一構內に之を設け同一管理の下に之を扱ひ已決の雜居なるが如く未決も亦た雜居にして老幼輕重窃盜、强盜、詐欺、殺人、賭博あり放火あり姦淫あり將た又た一時の過失に出でたるもの、政治に關する違犯あり、偶發習慣の區別なくすべて一室に收治監禁す故に已決監獄に於て罪惡助長の弊害ありとせば未決監獄に於ても亦た同一の弊害あるを免かれぬ未決拘禁は即ち事實の上に於て短期刑執行と異ることはないすでに短期刑の執行を受けたる所のもの短期刑執行は有害なりと云ふの故を以て條件付之を猶豫するも時機すでに去りたるの後なるを以てまた何の効驗もない……寧ろ之れに對して短期ながらも引續き其宣告したる所の自由本刑を執行せば未決拘禁と相併せて事實の上には短期刑必ずしも短期刑ならざることを得るで御座りやしよふ罪惡傳播の速かなる朝に入つて夕べには既に全く之れに感染す、すでに罪惡に感染したる所の者條件付其行刑を宥恕して之を解放するの危險は寧ろ不完全ながらも之を執行して犯罪者をして法律の至正、犯すべからざの威嚴を感せしめて之を解放するの比較的安全なるに如かないので御座りやす且つ夫れ私が猶豫規定に對して最も恐るゝ所のものは之を法律に揭ぐるの結果は恰かも犯罪奬勵の公間狀を發するとして一般にして普たに惡漢無賴の徒をして益々其奸譎詐謀を助長せしむるのみならず犯罪の傾向ある心性虛弱の者に對し宥恕を僥倖して犯罪を容易ならしむるに至らんことで御座りやす西諺に……一回は無回なりと益々社會犯罪の增加を來たすに至ることを恐れなければなりやせぬ

短期自由刑に換用すべき方法に就ては私一已の卑見もあり其他また刑法草案の規定に就ては、殊に假出獄、

監獄雑誌　第9巻 第3号
矯正図書館

犯罪責任年齢、精神病者、幼年犯罪者、再犯處分等に關する諸點に對し大に私等の意に滿たざるものあるを以て更らに之を開陳して諸君の高教を請はんと思ふて居るので御座ります　（完）

片田留岡原氏の演說筆記は次號に掲ぐべし

●未成年犯罪者及救治策（前號の續）

山本德尙君

第一章　犯罪之原因

良醫の人を察るや單に病者疾病の局部を視るのみならず其父祖の健康如何を尋ね其家屋の構造を調べ其飮食の如何を問ひ其他井水の良否空氣の乾濕便所の位置臺所の摸樣等を吟味して而る後病者に與ふるに醫藥と忠告とを以てす犯罪人を救治せんとするものは先づ犯罪の原因如何を知らざるべからず

犯罪は必らずしも疾病にあらず而かも其發生する摸樣に於て其傳染する有樣に於て而して之を救治するには診察を要する點に於て犯罪は猶疾病の如し疾病は病者其人の疾病にして又病者其人の弱點なるが如く犯罪は罪者其人の犯罪にして又罪者其人の弱點たると素より云ふまでもなし吾等は或る極端なる論者の如く犯罪を擧げて盡く之を外部の原因に歸するの非なるを信すると同時に疾病が病者自身に原因するのみにあらずして又他に外部の諸原因あるが如く犯罪は罪者自身に起因するのみにあらずして他に之が諸種の外的原因あることを認めざるべからず試に吾等をして彼等罪囚と地を換へて生長したりと假定せしめよ彼等と同一なる父母に生れ彼等と同一なる養育を受け彼等と同一なる境遇に生長して吾等は尙今日の吾等たるを得べきか「水は方圓の器に從ひ人は善惡の友による」古今經驗の格言疑ふべからずシヨン、スチユアート、ミル及其他先哲の說によれば人と人との間に存する相違なるものは其中人と乙人との生育及び境遇に基因するものにして若し兩人同一の生育を受け同一の境遇にあらんには同一の人間なるべしとぞそれ或は然らん朱に交はれば赤くなる孟母三遷の敎ある所以也犯罪は罪人其者の罪のみにあらざる也

人は萬物の靈也と云ふと雖も又一方に於て動物の一たることをも忘るべからず而して動物は生物として植物と同一なる機能を有することをも忘るべからず人間の生長尙植物の生長に似たり一粒の種子其實や好良而かも之を路邊に落すと之を砂地に蒔くと之を荊中に播むと之を肥妖の土に種ふるとは其生長及幹質に於て大なる差異を來す盆大の尾張大根之を東國に種ふれば小變して又盆大ならず北豫の紅蕪其地を轉ずると僅かに十里の南豫に蒔けば兩年ならずして忽ち白化す植花の業者此變化の法を利して諸種の菊花を化成すとかや之を動物に見る亦然り豺狼は狗犬となり野猪は家豚となり鴨鳧は家鶩となり山雞は家雞となり海濱のバッタは色砂の如く草原のバッタは色草に似たり北氷の國白熊生じ北海道の兎冬期に至りて毛色白變す日本產の猫兒多くは短尾マンモス坑中の小動物は眼目僅かに跟跡を止むるのみ吉田松陰曰へるとあり『立志在交奇傑非常之士養氣在跋涉名山大川』、芙蓉峯の國大和武士を生しミシシッピーの國人自から優偉英人と獨人佛人と露人何ぞ其性情の異なる大西洋の水に洗はるゝ所、北洋の氷雪に閉さるゝところ何んぞ又風土の異なる蜂蜜の流るゝ國「オリーフ」の花香ばしきの地敬天愛人の基敎を生し烈日金を鎔かすの國印度洋岸天災多きの地厭世悲觀の佛敎を生ずる雖も荒原人嫖奸亞弗利加の硝地人人を食ひ天地境遇の勢力大ならずや犯罪人の生ずる亦這般の原因なからんや

モーレル氏は犯罪を以て個人若しくは家族の墮落の一現象となし而して墮落てふとに關しては定義を與へて『人生の病的變形』なりとなせり彼は又其原因を列擧して飮酒、饑饉、社會的事情、產業、不健全なる職業、

監獄雑誌　第9巻 第3号
矯正図書館

貧因、遺傳、病理的變体、及道德上の原因を以て重なるものとなす之を要するに犯罪の原因其一は罪人其者に在り彼れの身体諸機關は如何それが發達の摸樣活動の摸樣は如何彼れの心機能は如何それが心理的發達の摸樣活動の摸樣は如何而して又心身機能の關係は如何此等は應さに吾等の研究を要する問題なるべし其二は罪人の境遇に在り彼れが出生の家庭は如何彼れが蹈み出したる社會は如何又其社會の變動は如何彼れが受けたる教養は如何是亦最も研究を要す盖し人其者は猶草木の如く境遇は猶農園の如し草木將さに落葉枯死せんとす其原因を知らんと欲せば先づ其草木を檢査して培養の如何を顧みざるべからざるなり吾等は今未成年者犯罪の原因を列擧して之を左に示めす此他尚之あらん唯其主なるものを摘出したるのみ

- 遺傳
  - 身体
  - 心機能
  - 年齡
  - 男女性
- 境遇
  - 家庭
  - 都會と田舍
  - 社會的事情
  - 經濟的事情
  - 教育及宗教

境遇の内に個人あり個人の在るところ境遇存す境遇を放れて個人存せず個人を放れて境遇は意義を有せず個人と境遇は密着して離るべからざるもの也それ離るべからず罪人其者を論ずるに當りても亦境遇を離れて之を論ずることを得ず此を以て例せば罪人の身体を研究するにも其身体は自から生活の摸樣を豫想せざるべからざるを記憶するを要す且又境遇的原因の内にても經濟上の勢力は教育の力によりて抵抗し得べく家庭の勢力も社會組織の如何によりて變化し得べきとあり犯罪は必らずしも一原因によりて生ずるにあらず前揭の諸原因相合して此に犯罪者なるもの生ずるに至るものとす唯吾等は研究上便利の爲め之を個別に論

せんとするのみ

第二章　未成年犯罪者

（一）　遺傳

猶太の人傳へて云ふ人は遺傳的罪人なりと盖し彼等は人間の始祖にアダム、エバなる男女ありて此男女が犯かせし罪惡は永遠滅するの期なく傳へて万世の人に及ぶと信ずる也事素より宗教上の信念に屬すと雖も此中又多少眞理を發見せざるにあらず癲病者の血統は同病を生し易く肺病者の血脈は同しく弱質を子孫に傳ふ蕩兒を生ぜず荊棘は無花果を生ぜず父祖の性質は之を子孫に遺傳す犯罪的父祖の子孫は概して又犯罪の傾向若しくは弱質を有す殊に習慣犯罪者の子孫に於て然りヘーヴロック、エリス其著罪人論に於て二つの驚くべき引證をなす今之を轉載せんに

Z.Z.なる一人あり彼は詐欺と暴行とによりて入監の身となりぬ彼の父は飲酒家にして詐欺罪を犯したるもの母は別に變りたるとなきも六人の兄弟は幼死し生存せる兄弟の中一人は極惡無道の人一人は强盜一人は歐打人を傷くるの罪を犯し二人の姉妹中一人は發狂し一人は賣淫婦となれり

P.P.なる者之は窃盜にして傷人の罪に問はれぬ父は傷人の罪を犯かせし者にして父方の叔父は窃盜なりき母は飲酒家にして詐欺罪を犯し又人を傷けしとあり母方の祖父は狂者母方の叔父は他の犯罪あり兄弟の中一人は「スリ」にして五度發狂し一人は詐欺罪を犯し一人は窃盜一人は盜品を賣買し一人は窃盜僅かに一人の姉妹のみ健全にして正直なりき

思ふに此の如き例證は又我國に於ても之を見ることを得べけんエリス氏の說によれば犯罪的傾向は此くして一代二代に止まらず遠く數代に及ぼし遂に其結果として犯罪的階級を成すに至ると也印度に於ては此種の

一階級現に存せりとか我國の貧民窟裡亦之に似たるものなきにあらざるべし先きに云へるが如く遺傳は唯一の原因にあらず家庭其他の關係大なるは勿論なれども不良家庭に於て不良の遺傳は最も恐るべき結果を生ず

モリソン氏其著少年犯罪論に於て論じて曰く「「インダスツリアル、スクール」に於ける少年中棄兒の外尚一群の少年あり之を習慣犯罪者の兒女となす一千八百八十七年より同九十一年に至る五年間に於て此種の兒女は「インダスツリアル、スクール」少年人數の百分の二を占めたり凡そ他に摸習するの時代は幼年の時代を以て最とするとなるが殊に犯罪の父母に生れたる兒女が此時代に達するや否や直ちに其父母に習ふを以て常とす勿論幼稚の時代より直ちに犯罪をなすが如きとはあらざるべきも彼等の心身の能力が發達するに從つて漸く大膽なる所行をなし遂に犯罪をなすに至る若し其犯罪の當初に於て巧に法網をくゞり捕縛を免れて犯罪を重ぬるに及んでは遂に彼等を犯罪の行路より引止むると能はざるに至る而して彼等は習慣犯罪者となりて其一生を終るべし然るに幸にも犯罪者たる父母は多くは其兒女を棄てゝ顧ず或は之を乞兒とし或は之を放棄して他人の救に任かするが故に彼等少年兒女は未だ全く罪習に感染せざる先きに「インダスツリアル、スクール」の救治を受く」云々と以て遺傳が境遇によりて變化するを見るべしされど吾等は此に境遇の勢力を論せんとするにあらざるを以て犯罪的遺傳は境遇の犯罪的勢力を受けて恐るべき習慣犯者となるの一因なるを認めて滿足せんのみ

此に吾等の遺傳と云ふを以て父祖の犯罪は子孫に犯罪を遺傳するものなりと思惟す可からず換言すれば盜賊の子孫は生れながらにして盜賊たるものにはあらざる也遺傳するところのものは唯其弱質に過ぎず犯罪者の体格が如何なる點に於て通常人に異なるか又其心機能が如何に常人の心機能に異なるかは現今學者間の問題にして未だ一定の確說なしと雖も兎に角心身の機能に於て病的弱質を有するには相違なし而して此欠點病的弱質は遺傳して子孫の心身に弱質となるものなり此弱質が犯罪的空氣に觸るゝや其外的犯罪の勢力に抵抗し得ざるが爲に忽ちに犯罪者となるものとす重て言はん遺傳とは直接に犯罪を遺傳するものにあらずして唯其傾向を遺傳するもの也犯罪は一つの働き也犯罪的遺傳とは犯罪なる働をなすべき傾向弱質の遺傳なるを忘るべからず從つて父祖が犯罪者ならざるも尙子孫に此弱質を遺傳するとなきにあらず酒癖は子孫の身体神經に非常なる變動を與ふるもの也白痴、發狂、犯罪幷に幼死等は其重なる結果なるが知し殊に父若しくは母或は兩人が醉酒の際交接して其交接より受胎せる者は出生後著しく前記の結果を示すか如しエリス氏の說によれば本能的犯罪若しくは習慣的犯罪は重に飮酒の結果にして若し此飮酒が癲狂に伴ふときは即ち兩親の一人癲狂者にして一人が飮酒家なるときは生兒の結果最も恐るべしと也今同氏が引用せる一例を擧ぐれば

父は飮酒家にして母は癲狂者なりき狂兒女五人の中一人は自殺し二人は罪人となり一女は癲狂他の一女は半白痴となれり

尙米國新約克州「エルマイラ」感化監獄の報知によれば四千人の罪囚中三割八分七厘は現在飮酒せる父母を有し一割一分一厘餘は多分飮酒の父母を有するらしと也吾等は不幸にして日本の罪囚に付き調べられたるものを得ず若し之を得ば研究上餘程便利あらん

日本酒は西洋酒に比して「アルコホール」分少なきが故に其結果亦西洋酒に比して害毒少なかるべきも多飮の害は吾等の平生見聞するところ也而して未成年犯罪者の多數を產出する下等社會に於ては夫婦共に飮酒を常とし飯米を食せざるも尙酒は廢する能はざる狀体なるを以て從て其生兒が薄弱にして犯罪の傾向を有

監獄雑誌　第9巻 第3号
矯正図書館

すると實に自然の勢なりとす

此他癲狂、神經病等の子孫に病的弱質を遺傳して其結果犯罪に至ると少なからずモリソン氏の引用する處によれば癲逸のヴルテムブルヒ王國監獄事務長官ヘル、シッハートは數年間一千七百十四人の四人につきて研究したる後該四人百分の十六は其父母飲酒者にして百分の六は其家族に癲狂者あり、百分の四は其家族に自殺者あり百分の一は其家族に神經病者ありたるを確めたりと云ふ即ち百分の二十七は父祖より受けたる弱質によりて犯罪に至れるものにして實に獨乙犯罪人の四分の一以上は遺傳的犯罪者なるを証す又ドクトル、ヴアーシリオの說によれば以太利に於ても犯罪人の百分の三十二は父祖より犯罪的傾向を遺傳せるものなりとぞ請ふ之より未成年犯罪者の体質に付きて研究せん

海外通信

亞米利加合衆國監獄大會議

亞米利加合衆國に於ては年一回一定の場所に於て監獄大會を開設し朝野の監獄學者、刑法論者、實務家、宗教家、慈善家の會同して大に斯道の進歩を企畫せることにつきては屢々本誌に記載せしが近著の米國新聞に據れば昨年十二月二日より六日まで五日間米國南部テキサス州首府オースチンに於て同大會を開設せることを記載せり、吾人は今其梗概を摘錄して讀者に示さん、

この大會議は毎年十月を以て開設するを以て常規とせり、然るに昨年の如きは之を十二月に延期せしは當時黃熱病開會地に流行したるを以てなり、

該監獄大會議は今を距る二十六年前故の監獄學者にして慈善家たるイー、シー、ワインス氏の創設する所なり、最初の目的たるや監獄實務家而已を以て組織せしが爾來其範圍を擴張して監獄の管理、犯罪者の刑罰、司獄官の養成、犯罪の改良及豫防等とせり、而して上は六千五百万の米國民を支配する大統領より下は社會に重要の位置を占めざる有志家に至るまで苟も斯道の進歩を翼贊するものならんには何れも會合して之を討究するの權あり、故に該會員の種類は大中學の敎授、各敎會の牧師敎師、判檢事及慈善家等なり、

該會は昨年十二月二日を以て開會し、當日は洲知事市長の歡迎演說あり、來會者一統は滊船ベンハー號に乘じて快遊を試みたり、諸州より會合したるものは百十九人にして之が議長には大將ブリンコルホッフ氏なり、笘杖及囚徒貸渡業のことにつき端なく一場の討論は開かれたり、而してこの囚徒貸渡業は米國南部の監獄改良に於ける恥辱の最も大なるものにして監獄規律を維持するに於て大害の存するあるは何人も之を否定し能はず、テキサス州にてはこの貸渡業よりの收入するもの一年に五万弗若くは十万弗以上なりと云ふ、而して彼等は監獄以外にありて所謂外役に服役するものにてその數凡そ二千七百有餘あり、外役の監獄改良に害ある苟も斯業に身を投したるものは其何んたるを問はずして知る所たり、其故に何れの點より云ふも外役に貸渡すことは害ありて益なし、以是囚人死亡につき昨年の統計を見るに囚徒の死亡數百分比例の入なり、而して死亡の原因は炎々たる熱光に打たるゝことにあり、以上陳述したる　二千七百有餘の洲獄に屬する囚人外に五百の地方獄囚あり、彼等は監獄以外にありて全然農業に服役するを以て規律の寬慢なること實に驚くべきものありて存す、

ニウヨーク洲「クリントン」監獄の典獄セーラー氏は監獄作業につき論述し、オハヨー洲「コロンボス」監獄の典獄コッフイン氏は同洲假出獄制度の成蹟につき述べたり、其言に曰く

オハヨー洲にては假出獄制度の設備は一千八百八十五年五月四日なりしが爾來之が恩典に與りたるもの千百七十二人なり而して監視違犯の者百十八人、百〇八人は再犯し、十人は行衛知れずなりぬ以是千百七十二人の假出獄に對する監視違犯は百十八人にして之を百分比例にするときは十なり、と實に假出獄者の好成蹟見るに足るべきものありて存す、博士エフ、エッチ、ワインス氏は行刑歷史を敘するに地下獄、牢獄、監獄、感化監獄を以てし、而して其今日に至る行刑思想の驚くべき變遷を示せり、然り而して「エルマイラ」感化監獄の好成蹟を激賞せり

矯正図書館

テキサス洲大學教授メッサー氏は「犯罪防衛に於ける社會事情」てふ一論文を朗讀して職業教育の必要を說く

我テキサス洲に於ける教育事業は頗る不完全なり犯罪人百分比例を質すに百中八十は職業なきものなりと、

マサチウセット洲女囚監獄の典獄ヲヨンソン夫人は司獄官の親切にして忍耐すべきを述べて喝采を博し前の土耳其米國全權公使にして判事なるターレル氏は「土耳其監獄の實況」を演說し、會長ブリンコルホッフ氏は犯罪の改良幷に防衛として條件附裁判、假出獄制度幷に小學教育に於ける德育の大切なることを有益に論述せりこの外數多の論文幷に演說ありたりと雖茲に略す、而して次の大會はインデアナポリスにて開設することに議一決し各國非常に會合の有益なりしことを感謝して南北に散せりといふ

❀左に揭載する書翰は曾て余が北米合衆國「コンコルド」感化監獄に在りし日獨逸ハイデルベルヒ大學刑法教授ミッテルマイヤ博士よりの返翰なり多少獨逸刑法學者の意向を知るに足るものあれば左に揭載することゝなしぬ、

留岡幸助識

拜啓仕候昨年五月二十日御差出しの御書翰數日前正に落手難有拜讀仕候右御禮としてクロー子氏著監獄學一部この書狀と共に御贈り申上置候、若し同書聊かにても貴君の御利益とも相成り候得者幸福之に過ぎず候、如斯智識交換は今日に於ては最も必要の事に有之候故小生はかゝる交換の愈々熾んに相成ることを希ひ機會さへ有之候節は小生充分其事に盡力可致候、御贈り申上候書籍御落掌の上は早速御住所御通知被下度候クロー子氏は當時普魯西監獄長に御座候が曾て同氏は敎誨師の職をも相勤め居られしことと有之申候

御惠贈に與り候書物は小生日本語に通じ不申候故拜讀難致候得共日本に於ける刑法の說明を致し候ものと存候得者小生大に興味を感じ申候何れ近日の中日本留學生を訪問致し本書の說明を相願可申候、刑法と宗敎とが屢關係を有し候事はこれ宗敎が永劫の勢力を有する著しき點と存候、頃日バーデン國フライブルヒに居る羅馬敎の或る敎誨師は「基督以前及以後の事業」と稱する著書を致し候が、十七世紀間の宗敎的事業を精逸致し候ものにて刑法學に志ある人々に取ては誠におもしろき者に御坐候小生がこれより略逸せんと欲する刑法の歷史は唯其の生長發達し來れる證明を致すに過ぎざるものに候、曾て小生万國監獄大會に於て獨逸刑法の進步に關し陳述致せしこと有之候故若も御一讀被下候得者刑法の進步に就て少しは御利得相成候事も有之候はんか且つは小生の名譽と存候、

仰の通り「モアビート」監獄は能く人々の訪問致す所に候が慥に之は模範監獄の一に候、然しこの監獄のみが獨逸の監獄組織の眞相を現すものには無之此外バーデン國フライブルヒ。ウエルテンベルヒ國リユードヴィグスブルヒ及北方獨逸に於けるウハルドハイン、ハルレの諸監獄も亦訪問するの價値十分に有之申候、尙は留置場及び內外に於ける感化院の好模範たるはハンブルグに近き「ラーヘ、ハウス」感化院に候この感化院を歷問するは必要と奉存候、

獨逸の文明は誠に遲々と致し居候得共確實堅固にして常に學術と關係を有し僅々たる改良進步も總て相影響する所有之申候、

刑法は常に刑法學に屬し而して獨逸は亞米利加の如く社會學の發達を來さゞ候故其間に等差は可有之と存候我國の刑法は現に發達致しつゝある多くの社會學的分子を含蓄致し居候然し之は毫ろ法律的立脚點を有し候、現今盛んに行はるゝ社會學的思想か學術を全く一變せしめしや否やの點に至ては小生は斷言するを躊躇致し候得共この思想か學者の間若は著書の中に一大勢力たるや疑ふべき事實に無御座候

刑法は全体より研究すると之を局部より研究するとの二方面より進步致し候而して我國にても亞米利加の如く短期刑宣告に付ては議論有之申候、小監獄を多く建築するは經費を多額に要し却て困難なるものに候而して短刑期の結果たるや又疑はしき事に御坐候故に論者は短刑期宣告法を廢し少くとも五週間若は六週間位に致さんと申居り候、獨逸にては最も勞働を重んじ候故遊情の思想は全く監獄內には無之候而して亞米利加より學ぶべきは第一工業の方法及第二感化監獄に行はるゝ學校制度に候、若し我國にして亞米利加に行はるゝ條件付裁判、假出獄制度不定刑期（幼年囚の爲に）等を採用せんと欲せば全体より云ふ時は我獨逸國にては甚だ迅速にはこれ等の制度行はれ申間敷候、又寂寞拘禁の利害は之を凡ての種

監獄雑誌　第9巻 第3号

矯正図書館

類の四人に及ぼすべきか又は最も改良に見込多き四人に適用すべきかは容易に決すべき問題にあらず候此等の制度を採用するにつきては少からぬ經費を要することに候間思ふが如く速決は六ヶ敷事に候刑法上の他の一の特質とも云ふべきは即ち唯だ犯罪人を拘禁したればとて之而已を以て犯罪は治癒すべきものにあらずとの一般の考に御座候其故に我等は社會的罪惡に治療を加ふることは最も必要と存候、罪惡、不運、飲酒、病氣等に對して力を致すことは大切なる働と存候、而して我が社會及國家も漸次この點に注目し其方向に向つて職分を盡くし居候がこの思想の愈々高潮に上らんことを希望致し候、而して如斯思想の發達は素より革命ならで改革と存候、終に臨み一言致し度は彼の警察制度に候、彼れ警官の人民に對するや頗る壓制の臭味を免れず小生等はこの方向に於ても宜しく熟考を要すべきことゝ存候返す〳〵も遙々御通信被下候て日本の刑法に就き御知らせ被下候御心切辱なく感謝仕候思ふに小生は如此援助により大に稗益する所可有之と存候草々頓首

獨逸ハイデルベルヒ　ウルフガング、ミッテルマイヤ

一千八百九十五年四月十二日

留岡幸助殿

玉棚下

特別寄書

●罪囚の種類及犯情に就て（第二）

中村襄

第二種　犯情極惡ならず全く改良し得られざるも再び犯罪人とならしめざるを得る囚人

一此の種に屬する者は千人に對し概ね四百人内外にして其情左の如し

一年齡四十歳以上の者及老衰癈疾者等

一職業は人力車夫、輕子業、紙屑拾、飴賣、下駄の齒入等の賤業者又は乞食浮浪の徒

一罪質は屋外の窃盜、無代飲食、遺失物隱匿等頗る多し

一犯由は凍餓に迫るものなるが故に世上の不景氣米價の昂低氣候の寒暖晴雨等は此囚人の增減に大に影響す

一世上に於ける生活は最下にして終日働くも十錢乃至二十錢内外の金を得るに過ぎざる謂はゆる其日暮しと云ふ者にして其大凡は一定の住所なく常に木賃宿若くは數人にて一家を借受け之れに雜居するものとす故に疾病等にて宿賃を拂ふ能はざる時は忽ち宿主に逐ひ出だされ道傍に彷徨又は病臥し養育院等の救助を受くるか又は犯罪するか若くは其儘凍餓に死するに至る者とす

一性質は大抵醇朴愚鈍にして一丁字をも解せざるもの多し

一刑名は重禁錮刑期は十五日乃至五六ヶ月にして初犯者再犯以上者共に相半せん

一得る所の賦は二三錢の飲食代又は靴一足牽一本又は鍋釜一個若しくは薪炭數個甚しきに至りては菓子餅薩摩芋二三個にして要するに其金額一圓に超へるもの尠なし

一獄中に在るときは官吏の命令に畏服し曾て抵抗するが如きもの絶へてなし獄内に於ける役業は藁細工綿摘み等に類する輕易のものを多く執らしむ其動作は所謂意氣地なしと云ふべき類なれば極めて臆病にて他の惡奴を懼るゝこと魔神の如し之と親み昵む如き事氣は更になし然れども刑期滿ちて出獄するを敢て喜ばざるものゝ如し開は世上にて日夜衣食に苦しまんよりは寧ろ獄内にありて衣食の供給を仰ぐに如かずと思惟するに因る故に滿期後尙は在監せんことを懇願するもの往々之れあり

右種に屬する囚人は犯罪の目的單に凍餓の急を免れんとするにあれば其途を得れば即ち止む其途を得ざれば即ち止まず故に監獄の措置遇囚の方法は如何に完全するも是のみを以て減少の効を見ること能はず此種の者をして減少するの途は唯だ出監後衣食するの方法を與ふるの外なし然れども若し其救護するの道宜しきに適はざるか徒に恩惠に狎れしめ却て反對の結果を生ずるに至るべければ之れが救護の寬嚴は頗る研究を要するなり

第三種　犯情憐むべき者にして多くは改良し得らるべき囚人

一此の種に屬する者は千人に對し百五十人内外にして其情左の如し

一年齡は十二歳以上十六歳未滿

監獄雜誌　第9巻 第3号

矯正図書館

一職業は被雇人（小僧奉公）日雇稼の手傳又は乞食等にして未だ獨力自活するに足る工藝等あるもの絶へてなし

一罪質は屋外竊盜、無代飲食、放火、拐帶、等にして初犯者初犯以上者共に相半せん

一犯由は饑餓又は繼父母及雇主等に苛虐の待遇を受けたるものにて元來親族の給養するものなき者なれば僅かに是非を辨別するのみ

一刑名は重禁錮刑期は一二ケ月乃至二三ケ年の者と又懲治場留置の申渡を受けたるものなり

一得る所の賍は少なきは二三錢多きも一圓を超へず又は之に該當する飲食其他の物品

一世上に於ける狀況は末項に記する如し

一性質は年齡に相當する智識を具ふるもの多し中には頗る怜悧のものありと雖ども教育は自己の姓名を解讀するもの十中の一二に過ぎず

一獄中にありては官吏の命令する所の役業に勉勵す故に工業に依りては其熟達成年囚の右に出づるもの往々之あり其種類は糸繰、機織、麻糸捻、竹細工等の業を執らしむ

是等の幼年囚は其思慮未だ定まらざるを以て他の惡奴を敢て恐るゝの狀なし之を見ること恰も友人の如し故に隙あれば、交談、密語親み昵まんとするもの尠なからず

予曾て此の種に屬する者の經歷犯情等を試問せし事屢々あり依て其の一二の例を擧ぐれば實に左の如くなりしなり

曰はく自分は某方に雇はれ中主命に背きて强く叱咤又は歐打せられしに依り該家を逃げ出して我家に歸りしに繼父若しくは繼母の爲めに非常なる折檻に遭ひ且食物をも與へられず苦しきに堪へざるより家内の隙を窺ひて家出せしが身を寄するの親屬なく食を乞ふの知己なきより晝は市街に彷徨し夜は人家の廡下に睡り居りしが饑寒に堪へざるより露店にありし餅一個を竊取し若しくは之を喰ひ其代價を拂はずして逃去りたりと云ひ又は身を寄する處なきより路傍に佇みありしとき偶々人あり其所の家に火を附けなば褒美を與ふと云はれしより其意に從ひ火を放ちたりと云ひ又は生金十錢若しくは二十錢を貰ひ母既に死し父存するも出稼業なるを以て毎日獨り家に在りしが食すべきものなきより近隣の家に入り飯鉢一個を借り取りたりと云ひ又は某の家に雇はれ居りしが其主人の使役晝夜極めて苛酷なるより毎日負ふ所の小兒なきときは其子守りをせぬ丈も樂になるべしと思ひ小兒を河中に投込みたりと云ひ又は主家が燒失せば親の家に歸さるゝも繼父母等の爲めに强く叱らるゝ事はあるなどと思ひ主家へ火を附けたりと云ふ等其の情狀概略斯くの如し他は推して知るを得べし

右種に屬する囚人は犯罪の目的稍々第二種と等しく凍餓を凌ぎ一時の苦痛を免れんとするにあれば監獄の改良と共に孤兒院若しくは感化院若しくは保護會等の設置等ありて犯罪者となるの前後に於て之を救護する時は其効を奏する事必然なり若し之れに對する適當の救濟方法なき時は此種類のものは他日皆第一種に屬する惡漢即ち習慣犯となるものなれば之れを唱して社會の毒蟲の卵と云ふの適當なるを信す故に之れが化成せざる前に於て撲滅の方法を講ずるは實に急の急なるものにして一日遲緩せば一日毎に害毒を釀成するものなり

第四種　犯情原諒すべき者にして多くは改良し得らるべき囚人

一此の種に屬する者は千人に對し二百二十人内外にして其情左の如し

一年齡は十七歲以上三十歲未滿の者多し

一職業は官吏、書生、商工業又は被雇人等にして普通自活するに足る智能を有する者十に對し三分にして未だ之に達せざるもの其七分に居らん

一罪質は謀故殺、歐打、放火、强盜、竊盜、詐欺、拐帶官私文書の僞造等多し

一犯由は惡友に誘はれ酒色に耽溺し遊蕩の資に窮し强竊盜を爲したるもの其他に在りては藝娼妓又は情婦等の爲めに瞞着せられ若しくは妻妾の姦通等を認め又は爭論憤激の餘謀故殺を爲したる者若しくは貧困の爲め幼兒を育する能はざるもの若しくは私通に因り分娩したる嬰兒を他人に知らしめざらんが爲め等に起因し謀故殺を爲したるもの多しとす其文書印影僞造等に在りては大抵質朴なる者等が家事向の都合上、田地、山林等を以て金圓の貸借を爲したるを奸黠の徒の奇貨とする所と爲り種々の惡手段を教唆せられ法律を辨知せざるより其教唆に從ひ遂に刑事の犯罪者と爲りたるもの

監獄雑誌　第9巻 第3号
矯正図書館

一刑名は重禁錮、輕懲役、重懲役にして刑期は二三年乃至十年内外の間に在り

一得る所の賄は強窃盜、詐欺等は大抵未遂者多し其已遂なるも賄額極めて寡少なり

一世上に於ける平素の生活は中等にして淫酒等の行をせざれば普通の衣食に究するもの尠なく其親屬は多少資產を有するもの多しとす

一性質は概して尋常にして智識及び教育は十に對せば普通なるもの五分と之に優れるもの二分と又普通に及ばざるもの三分となすを得べし

一獄中に在りては能く官吏の命令を奉じ指定する所の工業に勉勵す其役業は看護夫、炊夫、掃除夫等に適當すと雖ども長期刑の者には彫刻裁縫其他の技藝を授くるを得べし他の惡奴等に接する事を嫌ひ若し之に接する事あれば陽に相當の好意を表し敬して遠ざけんとするもの〳〵如しされど動もすれば惡奴等の爲めに叱咤凌辱壓倒せらるゝの傾あるを免れず併しながら若し其事實を官吏に告げなば爲めに惡奴等の罰せらるゝことありて他日如何なる憂き目に遭はんも知れずと之を思ひ彼を考へ常に畏懼の念を懷き其の事實を官に告げざるのみならず却つて之を蔭庇せんとす

此種の者は大抵多少の財產等を有し且つ獄事に慣れざれば惡奴等は之を奇貨とし自己の食物を分與し又は甘言其他の手段を以て之を保庇し其の欵心を買ひ又ある時は威嚇を以て脅かす等種々なる陰計を運らし出監後其の住所に至りて金品を掠むるもの尠なからずと聞く

此四人の入監當初の狀況を察するに數日間は實に眠食も爲す能はざる程畏懼の念を懷き居るも數日を經るに從ひ漸次其感は薄らぎ中には橫着となり官吏の目を偸み他囚等と既往の惡事を交語し他囚の手段の巧みなるを聞き自己が手段の拙なく財を得る寡なく刑を受くるの重きを悟り刑滿ち出監の上は其手術に基つき再び惡事を働き貪慾を恣にし巧に法網を遁れ曩の失敗を恢復せんことを企圖するに至る者あり

又惡漢等と交談し其惡事に長ずるに驚き倍畏懼の念を生じ再び惡漢等に接近するを厭忌するものあり中には其手段に驚かず又敢て之を實行せんとするの念なきも只其手段の奇妙不可思議なるを聞くを面白しとの感を懷き彼等と交語するを好むものあり

此の種に屬する囚人の或る部分は最初犯罪を遂げたる時已に深く悔ゆるもの多ければ敢て罰せざるも再び惡事を爲すこと稀なるべきも之を長年月間拘禁する間に在りては往々姦佞兇惡の奴と化するものあれば不完全なる獄舍に拘禁せんより寧ろ拘禁せざるの優れるに如かざるなり聞說らく歐米には條件付裁判なるものあり其執行を猶豫すと吾國改正刑法案にも亦此議ありと其効果如何は未だ容易に知るべからずと雖ども若し此の事にして行はるゝを得ば先づ此等種類の囚人に對して執行せば必ず好結果を得らるゝならんと信ず蓋し實驗に依れば特赦假出獄等の恩典を蒙る者は常に此種より出づるもの多ければなり

右四人の犯情以上述ぶる如く前後を顧みず酒色の慾に耽溺し又は一朝の憤激等より犯罪する者にて且つ其親屬等は多少資產を有するものあれば出監後の救護は敢て必要ならずと雖ども拘禁中他の惡漢と別異するは頗る肝要にして此四人が將來再犯者となると否とは獄舍の構造及處遇方法の適否に最も重き關係を有するものなれば深く此點に注意せざるべからず

教誨

●新入教誨執行に就て

在東京　間野　闡門

監獄教誨をして有効ならしむるの問題は、夙に世の當事者諸彦の留意する所にして、本誌の紙上又屢這般の問題に關する有益必須の好文字に接することを得、今や吾邦監獄改良の呼聲高きとともに步々改善の良運に進みつゝあるは、是豈斯業に於ける最大慶事なりと謂ずして可ならんや、予や職を斯業に執る日尙ほ淺く見聞甚だ狹し、敢て管城子を振ふの勇なしと云へども、聊か所思を記して世の先覺諸士の示教を仰がんと欲す、

監獄に於ける教誨の種類、大は彼の日曜日の總囚教誨及大祭祝日等の集合的大教誨より、小は各囚別個に施行する個人的教誨に至る、其種類吾人をして全指を屈するもなほ餘りあり、而して斯等諸種の教誨が相俟ち相應し、以て監獄最終の目的を達するに於ては有効必須、一も欠くべからざるものなることは

監獄雑誌　第9巻 第3号

矯正図書館

吾人なた贅言を勞せざるなり、然りと雖も物には本末あり、事には終始あり、よろしく事態の緩急を達觀し、前後の輕重を審察して、敏捷機銳、渠れ囚人の境遇に應じ、性情に適するの教誨を施しなば、さしもに至難なる石田に收穫を期するが如き教誨事業も、或は意外の良効を奏することあらん、

一、新入囚は必ず分房拘禁を要す、

新入監の際、多數の囚人を一護送車に收容して、押送するさへ其間に於て種々の弊害を釀すことありとして、特に分房護送車を使用するの必要を認むるの今日、況んや世論喧々として、分房制の實行を翹望するの今日に於て、戒護者に於て多少の注意と、繁務を厭はざらずんば、容易に實踐し得るの餘地あるにも拘はらず、渠等新入囚をして一房内に數人を收容し、一夜若くは兩夜渠等が定房を得て、定役に服するまで、初犯再犯若くは十數犯の監獄的スレ者を、雜然混然一房に拘禁するは決して策の得たるものにあらず、則ち新參者は古參者に向つて、阿諛便佞、ひたすら渠古參者の歡心を求め、種々監獄の秘密を聞き、戒護者に對するの瞞着手段を習はんとす、茲に於てか渠古參者は意氣得々、我こそは監獄の兄哥株なり、よろしく我が命に從ひ、我が如く爲すべしと、未だ教誨をさへ聽かざる以前に於て、既に渠新參者は、一個の惡魔的思念を得て、知らず覺へざるの間に罪惡の深淵に陷るあり、或は新參者の獨り悄然としてに既往の非行を追懷し、胸裡萬斛の假想に充され、心月朗々、いとも殊勝に改悛の萌芽を發生せんとする者あるを視ては、渠古參者は、之を意氣地なしとし、卑怯者なりとし、覩面侮辱を加ふる、豈罪惡の傳播を思はずして可ならんや、若夫れ如斯にして終んか、如何に諸般の教誨に力をつくすも新入早々渠等の腦裡に、浸潤するものは、教誨師の教誨よりも、渠古參者に薫陶せられし、一種の教唆的思想は、渠等が忘れんと欲しても忘る能ざる所なり、然るに渠等を分房獨居せしめて、教誨師の其居房に臨み懇々監房掲示事項等、凡そ在監人たる本分を守るべき事項は、なにくれとなく、諭示すると其効果、果して孰ぞ、

一、新入教誨は最初教誨堂に於て施行するを要す、

入監の當日、若くは翌日檢身以下、諸般の手續を終へたる時は、教誨師は調所戒護者の引卒を俟て

則ち新入囚を教誨堂に延見し、先づ佛前に跪坐せしめ、教誨師は徐に佛厨子の扉を開き、合掌三拜して教誨壇の卓前に進む、斯時戒護者は疾聲一番以て佛陀の尊容を禮拜せしめ、神心敬虔の念慮を起さしむると同時に、渠等をして衷心舊惡を慚愧し、將來の謹愼を誓ふの觀念を惹起せしむべきなり、或る監獄に於ては、新入教誨を施行するに教誨堂のあるにも拘はらず、調所に於て施行する地ありとか、噫々何たる失態ぞや、夫れ教誨師の監獄に於けるの要は、渠等囚人の精神的司獄の審判者として、闇黒界裡の一大公友として、一種私なきの親和力を以て、優に遷善改過の念慮を喚發するを期するにあり、然るに何ぞや、回廊叱咤の聲を以て鎖されつゝある調所、所謂白洲、彼等が事實を證言せる箇所に於てする、大に其當を失するものと云はざるを得ず、

一、新入教誨は犯數區分に依りて施行すべし、

新入教誨は可成的、罪質犯數及年齡等に依り、各人各個に執行するに如くはなしと雖も、こは中々繁雜に渉るを以て、地方小監獄に於ては、敢て難きに非ずと雖も、一日に數十人を收容する大監獄に於ては、容易に實行す可くもあらず、茲に於て乎、吾人は最も單純にして、行ひ易き犯數區分の一法に據らんと欲す、乃ち茲に初犯囚十名と再犯囚十名と二十名の新入監者ありとせんか、此等兩種の新入囚は、始め檢身以後其他諸般の手續を經るの間、（獄務概則には三日以内新入監に拘禁すと記す）徹頭徹尾、犯數區別の標準に依り、監房を殊にし教誨席を各別にして所遇すべきなり、監獄へ入監することを我が故郷へ歸省するが如く思ふ習慣的再犯者と、一時の失錯に基因する偶發的犯罪囚とを一束にして、調査するは渠れ再犯者が言語動作、泰然としてさも横柄に、隨て問は隨て答へ、如何なる司獄官吏の威嚴ある語氣も、壯重なる態度を示すも、渠等は平然として市人と對話するが如きの觀あるに於ては、之を傍視するの新入囚は、司獄官吏を崇めず、教誨師を喜ばず、遂に監獄の威嚴を輕侮して、自身はさのみ畏べきの私行を爲せしものに非ざるを覺知するに至り、懲戒感化を以て一大目的とする監獄は、徒に渠等の爲無二の犯罪的智識の交換所となるの惡果を呈す、豈恐れて懼れざるべけんや、

矯正図書館

一、新入教誨說示事項、

單に新入教誨とし云へは、教誨訓諭のみの如くなれども、其實二樣の教務を執ざるべからず、即ち一は、個人的の訊問と他は訊問後の教誨なり、個々の姓名職業刑期教育宗教等の各項に就て糺問を終れば一齊に訓諭を施すべし、仍之吾人は新入教誨をして、完全に施行せんとするには、是非共教誨堂教誨と、監房教誨との兩度施行すべき必要あるを認むるなり、

(い)教誨堂教誨說示事項、

一、宣告の處刑は公明正大なる國家の法典に基きあることを認識し、眞心服膺、謹愼以て刑の執行を完了すべき事、

一、行刑の御趣意は。懲戒矯正、邦家民人をして既往の非行を懲誡すると同時に、將來人性の本領を實踐せしむるにある事、

一、汝が既往の行爲は、邦家の安寧と秩序とを傷害する不人的行爲にして、天理人道に乖背するものなる事、

一、在監中に不良の慣習を脫却し、勤儉自助の良風を涵養し、以て今日の汚名を洗濯すべき事、

以上の趣意を以て、教誨を施行するに先じ、個々の姓名、年齡、職業、罪質、刑期、及び教育の有無、宗旨の名、奉教の思念等に關して、詳細訊問して、之を新入教誨簿に注記す、又姓名、年齡、職業、罪質の如きは、教誨師と調所との間に新入囚通知簿を綴製し、教誨以前に記入し置き、教誨堂に於ては、唯教育宗旨及奉教の信否を訊問するも、却て簡便なる一法ならん、

(ろ)新入時監房教誨說示項目、

一、監獄則施行細則、第三條即ち、房內に揭示しある獄則を朗讀し聽かせしめ、後各項毎に說示する事、(初犯者に限る)

一、指定の役業に從事し、精勵以て衣食の費を償ふべき義務を負荷しある事、

一、給與の工錢を無益に消耗すべからざる事、

一、改悛の徵効顯著なる時は、賞表を授與せられ、種々の恩典を得る事、(殊に長期囚に對して、假出獄の恩典に浴することあるを知らしめ、改悛の行爲を策勵すべし)

一、獄則を謹守せざる時は、其犯行の輕重に應して、減食、扉禁、閘室拘禁等の處罰を執行せらるゝ事、

一、教誨を聽聞して疑義ある時は、罷役後教誨師巡回の節、靜に之を質問する事、

其他、詐言、詐病、素品濫用、物品包藏等、苟くも渠等が犯行の幇助となり、原因となるの事項は、細大洩さず說明すべきなり、

一、教誨師は新入時に於て、六ケ月以上の初犯囚に就き、簡明なる經歷表を調製すべし、

近來監獄改良の方法として、個人的處遇と云へること、日に月に司獄當事者の瞠々する所なり、隨て教誨の方法も亦た個人的の有効なるに如かじとなし、某署の如きは全く集合教誨を全廢する譯なりとか、吾人は集合教誨を廢するの可否は、更に他日を期して詳論する事とし、今は唯個人教誨をして如何に施行し、如何なる方法を執りて施行したらんには、其有効をして空論ならしめざるやと云はんに、則ち他なし、新入當時、渠等が一身に連繫せる一切の關係を詳悉するにあり、(六ケ月以上の初犯囚のみ)入監後大凡そ、一周間內外に於て、親しく渠等に接し左の如き樣式に依りて經歷表を製す、

經歷表

罪刑　番號　姓名

質　　年齡

一、本囚、生育期の境遇、(七歲迄)

父母の性行、嗜好、長技、奉教、教育、財產、叔伯の關係等を簡記す、

一、本囚、教育期の境遇、(七歲より廿歲迄)

學校の種類、親友の性行、徒弟修業、父母の所遇等の關係を記す、

一、成人以後の境遇、(二十歲より)

職業の性質、犯罪の原因、犯罪の事情、加害の狀況、物品使途、逮捕等を記す、

一、斷定、(教誨師の)

渠が陳述せし所に籍り、犯罪の遠因近因を觀察して、即ち本囚の犯罪は、酒色に基すとか、或は遺傳に出づるとか、一言以て之を概括する鐵案を下す、

經歷表を製するの要は、渠等が既往の境遇を詳悉し渠等が性情に適應する教誨を與へ、容易に改悛の情緒を開展せしめ益個人的教誨を有効ならしむるの唯一方法となすにあり、論者或は謂はん現に吾邦各監獄に行はるゝ身上票あり、何ぞ教誨師に於て、經歷

矯正図書館

表を製するの要あらんと、夫然り然りと雖も、吾邦現行の身上票に於ては、一目票中を一貫して、その關係を知るに苦しむ欠典なきにあらず、聞く歐洲大陸の進歩せる監獄にありては、完全なる身上票を調製し、以つて個人的遇囚の實を擧げつゝありとかや思ふに以上吾人が列記せし諸項、吾邦大小の各監獄に於て、或は一分或は全分を實行なしつゝあるなるべし、又監舍構造其他收監時限等の事情に依りて、容易に實行すること能はざる地もあるべし要するに新入教誨をして、有効ならしむるの方法は、他に妙案も多々あるべしと雖も、吾人は今以上の拙案をものして、汎く世の識者に糺さんと欲す、

●監獄内の信教自由

在東京　田中一雄

監獄改良とは何ぞや之を要するに表現と内現との二つに過ぎざるべし表現とは形に顯れし部分の改良にして内現とは乃ち内心の改良を云ふ而して内心の改良は本なり外部の改良は末なり言を換て云はゞ内部は根元なり外部は枝葉なり然らば根元堅からずして枝葉の繁茂する謂れなきは余が喋々を俟たざるなり目下監獄の改良を觀るに獄舍の改築に監獄の衛生に監獄の經濟に日々に進歩して休まざるも獨り監獄行刑の大目的たる罪囚の内部即ち教誨の事に至ては依然として振はざるもの〻如し因よる兇漢無賴の囚徒をして改心歸善せしむる容易の業に非るべし然りと雖ども我が監獄教誨の事の如き西洋諸國に比較參照するに多々其要素を欠くもの〻如く思ほる〻なり其は小河監獄事務官の西洋各國教誨上の所見に就て考るも益々余か所信を堅固ならしむるなり如何となれば西洋各國は國教なるもの有り日本には國教なし之れ即ち監獄教誨の振はざる一因なり從て西洋諸國は罪囚と雖ども教誨堂に在るときは信教自由にして直接に神に交通し得るのみならず充分自由の信仰を爲すことを得るも日本の罪囚は教誨堂にあるも誨誨師より道話的講話を聞くに止て罪囚自身に祈禱するに非ず唱歌を奏するにも非ず讀經するにも非ず御文章を唱ふるにも非ず唯一邊の注入的講話に止まるものにして教誨堂の建築の疎なる堂内の擧動に於ける一つも自由ならず神佛に直接の交通を爲す能はざるのみか自由の信仰なぞ云ふとは全く能はざるもの〻如し是れ即ち日本監獄教誨の振はざる第二原因に非ず

や

多羅甸氏の言に云諸〻々の原則に優りて罪囚の歸善改良に最も強大の力あるものは眞正の信心是れ也と余は誠に信す眞正の信心者を造る可き第一の要素を欠きながら方法や辯舌や疊の上の水練以て根元たる内心の改良を謀らんと欲す木に縁りて魚を求むるより尚ほ難かるべし仝囊に獨逸國に在り或人に就て大學の數及び大學生徒の人員を尋ねたりしに答て云へる樣大學生徒の三分の一は神學生なりと最も彼等の實踐究行に强き敬服の至りに堪へざるものあり其他感化院に保護院に完全具備せざるなし我れに在ては漸く其端緒を開くもの〻如し是れ亦た教誨の振はざる第三因なり今は唯二三教誨の振はざる要素を西洋諸國に比例して掲げたれ共猶他日詳論するとあるべし

噫々炎々たる情慾の猛火を消さんとするは此情慾に打克つべき非常力なくんばあらずと此の非常力即ち根本的改心を爲さしむるは神佛の大慈悲に依らずして可ならんや希くは監獄則の許す限りは本願寺信徒ならば佛前に讀經し御文章を唱ふる如き基督教の信徒なれば神前に祈禱をなし唱歌を奏するを始め勸話懺悔をなす等の信教自由を教誨場裏に許さる〻如きは目下監獄教誨をして有効ならしむるの一端ならんと信ずるなり

監獄茶話會

●第二回監獄茶話會

小河監獄事務官及其他の發起に係る第二回監獄茶話會は去二月廿六日午後二時より東京神田美土代町青年會館樓上に於て開催せられたり、而して當日講演に先ち小河事務官より前回の報告を兼ね列席諸君に評議せられたる一事あり、要は唯本會は至幸にも諸君の贊成を得て引續き開會することゝなりたるは余の滿足する所にして斯道改良の爲め喜びに堪へざるなり就ては本會の組織及會則とも云ふべき曉々敷き事は別段規定するの必要なしと雖も會期及び會費等（會費とて別に多額の費用を要するにあらず只會場借料及茶菓費等僅々の費用なりと云ふ）に付き豫め諸君の決議を請ふと云ふにあり、又本會の雜務を行ふ爲め幹事を置くことを評決したり、評決の要旨は次項に讓る、右終て第一席片山潜氏（氏は十餘年間

監獄雜誌　第9巻 第3号
矯正図書館

米國及英國に留學し社會學を專攻せられたる由にして學士號を數多受領し居らるゝと云ふ）留岡幸助氏の紹介に依て社會的觀察より監獄改良の必要及英國に於ける惡少年感化、出獄人保護及貧民救護に關する現行制度の實況を詳述せられ、第二席小河滋二郎氏は次會の討論題として不定刑期制度の可否を研究したき旨を述べられ、引續き刑法草案中に採用せられたる條件附裁判制度は果して現時我國に採用して可なるやの問題に就き縷々數千言尚早不可の理由を詳述せられ、第三席留岡幸助氏は不定刑期論研究諸君の參考に供するとて米國に於ける不定刑期に關する實況一班を述べ、第四席原胤昭氏は氏が昨年來獻身的從事せられつゝある出獄人保護事業に付既往一ケ年間の概況成績を報告し併て有益なる希望を當局者に請はれたり。詳細なる筆記は本誌別欄に就て一讀せられたき事にこそ、付言當日牧監獄局長も列席の筈なりしに公務上擱き難き要件あり飲席せられたるは最も遺憾にてありしなり

●第二回監獄茶話會列席者氏名（次第不同）

内務省監獄事務官　小河滋次郎君
監獄局　赤司鷹一郎君
同　三浦　貫君
同　羽村　就久君
同　印南於菟吉君
同　上田定次郎君
同　井上　貞傳君
社寺局　山崎　末吉君
警視廳（鍛冶橋）典獄　矢部太一郎君
同　秋山平八郎君
同　中村　襄君
同　加藤辨次郎君
同　鈴木　重則君
同　奥村嗣次郎君
同　中川海次郎君
同　佐藤知三郎君
同　久保田守國君
警視廳（巢鴨）典獄　綾部　敦曆君
同　横江　勝榮君
同　神尾虎之助君
同　鈴木　儀門君
同　川口覺之亟君
同　關野　關門君
同　坂口　直助君
同　桂　常三君
警視廳（市谷）　松田　相尹君
同　鄉原增之輔君
同　山崎靜之助君
同　堀　義承君
同　佐藤周太郎君
同　愛甲　長藏君
同　荻野　鋭三君
同　鉾立　清高君
神奈川縣典獄　若山　茂雄君
同　石川　三次君
同　渡邊德太郎君
同　木村　義利君
同　藤原　吉正君
東京集治監　河村　稻穗君
同　諏訪善太郎君
同　高松　知周君
同　有馬四郎助君
同　原　胤昭君
同　片山　潛君

●監獄茶話會々規一班

監獄茶話會の發起人たる小河監獄事務官より本會列席諸君に對し協定せられたる結果、別段廉立ちたる會則とて設けられざるも同會の評決に基き假りに予輩が會規私擬なるものを物すれば

監獄茶話會々規私擬

一、本會は監獄事業の改良發達を計圖せんが爲め組織し朝野を論せず官民を問はず斯道に熱心なる人士を以て會員とす

二、會期は二ケ月毎に一回最終の土曜日を以て定日とす　但定日に故障あるときは豫め幹事より會員に通知すべし　次會（第三回）の定日は來る四月三十日に相當す

三、本會に入會を希望せらるゝ諸君は何時たりとも本會の幹事に宿所官氏名を通告すべきものとす

四、會員は會費として一回毎に各々金十五錢を幹事に納付し會場幷茶菓費に供するものとす

五、會員は毎會本會に列席し獄事上に關する改良意

留岡　幸助君
山本　德尙君
生江　孝之君

矯正図書館

見を陳述し及講演討論を爲すことを得

六、幹事は左の二名とす

警視廳鍛冶橋監獄書記　中村　襄君
內務省監獄局員內務屬　三浦　貫君

雜　報

●上訴囚の送還は從前の通り必ず直送せしめらるゝの趣旨なりと云ふ

明治三十年勅令第四百十五號を以て囚人及刑事被告人押送規則を發布せられ之に引續き內務省令第三十七號を以て同細則及一般に通牒を發せられたるに依り同則の精神は粗々之を知悉するに難からずと雖も同則實施の結果として爰に當局者の間に一の疑問こそ生じたれ卽ち他にあらず上訴囚送還方を原府縣より請求したる場合に於ける押送は本則の遞傳に付すべきや將た直送せしむべきや是れなり囚人及刑事被告人押送規則第一條第一項に依れば囚人及刑事被告人の押送は警察遞傳を以て本則とし其但書に於て十里以內の押送、瀛車瀛船の便ある地方の押送又は一時多數の囚人若くは刑事被告人の押送其の他特別の事情ある場合は本項に依らざることを得との取除けを設け直接押送の道を開かれたるは要するに時日及手續の繁を省くの意に出でたるは實に明かなりと雖も如何なる種類の囚人、刑事被告人は果して此但書の除外例に依るべきやは事實の問題にして豫め一定する能はざる事に屬す、然るに玆に上訴囚送還請求の上同則第五條第一項の但書に依り押送費用を支辨負擔すべき旨を以て警察遞傳にて送還を求めたるときは遞傳に付し差支なきや將た又從前の取扱例に依り直接押送すべきものなるやと云ふに右は押送規則の明文上より解釋するときは强て警察遞傳に付するを拒むの理由なきが如しと雖も否寧ろ警察遞傳に付することこそ正當なるが如しと雖も抑も上訴囚の送還を請求し得るは明治二十三年內務省令第五號の但書に依り原府縣の利便に出でたるに外ならずして刑事訴訟法上より云ふときは上訴裁判所々在地の監獄に於て行刑するを以て本則とす然るに請求府縣の便宜上に出でたる上訴囚の送還途中多數の日子を要するは刑罰執行の本旨に悖るを以て從來に在ては總て之を請求地方の監獄官吏を以て引戻すことゝなりたるなり、而して押送規則は法律の規定に依れる囚人及刑事被告人の押送の場合に於ける一般の規定なるを以て强て上訴囚の送還にも本則の明文に依り警察遞傳に付すべしと强て請求すべからざるが如し、然れども亦一方より觀察すれば既に內務省令第五號の但書に依り送還を請求することを認められたる以上は規定上押送の必要を認めたること明かなるを以て又强ち警察遞傳に付するを以て不可なりと斷言すべからざるが如し、然れども其筋に於ける解釋なりと云ふを聞に裁判確定後の上訴囚は現に刑罰を執行しつゝあるものたるは勿論にして之を原地方に送還するが爲め警察遞傳に付するときは直送一日程の距離にも尙數日を要するのみならず行刑官吏たる監獄當局者の手を離して警察官吏に委付するが如きは其間に種々の弊害生じ易き等の理由あるを以て上訴囚の送還は押送規則の明文あるに拘はらず警察遞傳に付せず總て從前の通り監獄官吏をして直接押送の任に當らしめ以上の弊害を豫防せられんとの旨趣より此頃一般に左の意味の通牒を發せられたる筈なり

先般囚人及刑事被告人押送規則發布相成候處明治二十三年當省令第五號但書に依り上訴囚の送還を請求するときは總て警察遞傳に付せず直送すべきことに決定相成候間爲念此段及通牒候云々

●巡査看守考査試驗及第者に就て

明治三十年內務省訓令第十四號を以て巡査看守考試規程を制定せられ巡査より警部に看守より監獄書記看守長に任用するに當り實務を考査し學術試驗を行ひ及第し其期の採用に漏れたる者には合格證書を交付し置き他日缺員を待て採用するも差支なきやと云ふに一應差支なきが如しと雖も其筋の解釋なりと云ふを聞くに考試規程に依る學術試驗は採用試驗にして合格試驗にあらざるを以て合格證書を與ふべき性質のものにあらず從て採用に漏れたるものは他日再び考査試驗を行ふにあらざれば監獄書記看守長に任用する能はざるものなりと云ふ去れば甲地方に於て右試驗に合格したる故を以て直に乙地方に採用すべきものにあらざるべし然れども既に一旦甲地に於て任用したる者に就ては甲乙互に轉任するは素より差支なき筈なりと云ふ聊か當局者の參考の爲め一言せり

監獄雜誌　第9巻 第3号
矯正図書館

●典獄看守長の略服制に付て

改正監獄官吏服制實施の期は最早目睫の間にあり監獄の當局者夙に既に改正服を着裝せらるゝ向多く而して未だ着裝せられざる迄も目下新調中にあるべきことは予輩の言を待たざる所にして本令實施後は監獄官の威嚴を確保し森嚴侵すべからざる紀律の上に一層の光彩を添ふべきこと寔に同人社會の爲め慶賀すべき限りなれ、加之ならず昨年勅令第四百號を以て典獄、分監長、看守長の略服制相定められ殊に略服制は正服に比し比較的完備にして帽章の如き上官下官の徽章相類似し上下一貫當局の考按至極當を得たりとの評を耳にせしことあり、而して略服制の圖例に依れば冬服のみの規定にして夏服に就ては何等の明文なきより夏服は依然明治二十九年勅令第三百六十六號の式に依るべき樣解釋せられ同じく略服にして冬服の袖章は勅令第四百號に依り鋪に沿ふて尖端に輪を付すとあるに夏服は尚ほ勅令第三百六十六號の裝式に依り輪狀を付せずとせば彼是裝式を異にし外觀甚だ異樣の感なき能はざるが如し、然れど予輩を以て之を解釋せば勅令第三百六十六號にある所の夏服は即ち略服にして後日勅令第四百號を以て一般略服の制を定められたるに依て最前の夏服制は略服の規定に依て其袖章の裝式を改正せられたるものと見れば前述の如き彼是裝式を異にする嫌ひなかるべしと信ず何となれば即ち法令の解釋上發令の前なるものにして後なる法文に抵觸するときは別に明文を俟たず當然前者は後者の爲に改正或は消滅すべしと云ふの原則を此場合に適用するも予輩の解釋の牽強付會にあらざるべきを證するに足るべしと信ず、聞く所に依れば其筋の意向も一定を歸する爲め此意見なりと云ふ當局者幸に諒せられんことを敢て夏服調製準備當局者の爲め聊か婆心を逑ぶること爾かり

●賭博犯處分規則の科料換罰者減刑方に就て

明治十七年布告第一號を以て賭博犯處分規則を定め賭博犯を罰するには司法處分即ち刑法第二百六十條第二百六十一條の施行に換へ純然たる行政警察の處分に歸せしめられたるは要するに當時社會の風教を矯め放縱坐食の徒をして正業に就かしめんとの一時權道的の政策に出でたるは素より論を待たざる所なりと雖も斯の如き變例の行政處分は到底帝國憲法の實施後に其効力を及ぼすべきものにあらざるは勿論なるを以て既に明治二十二年法律第十七條を該賭博犯處分規則を廢せられたりと雖も同處分規則施行の當時同則に依り行政警察の處分を受けたる者は業に既に懲罰執行濟たるが如しと雖も北海道に在る長期の重罪囚にして餘刑として同則の處分を受けたる者今日尚未た之れありと云ふ然るに此頃に至り一の疑問となりたるは右の賭博犯處分規則に依り懲罰及科料の處分を受けたるものにして昨明治三十年勅令第七號に依り減刑の恩典に浴したるものは同令第三條第二項に依り懲罰刑の四分一を減せらるべきこと素より論を待たずと雖も右科料を換罰せられたる者に就ては減刑すべきや否やと云ふにあり而して減刑令發布の當時拓殖務省は主刑の罰金を換刑せし者と同樣減刑すべきものなりとの解釋にて既に減刑の言渡を爲しありと云ふ、是れ至當の見解にして予輩も同一の解釋を取れり何となれば賭博犯處分規則は一年以上十年以下の懲罰及五十圓以上五百圓以下の科料に處す云々とありて懲罰と科料とを併科するの精神にして兩者の間に主從の關係あらざるに依て之を見るも同則の科料を換罰したるときは刑法上の附加罰金の例に依る能はざるは勿論主刑の罰金換刑の例に準し換罰期の四分の一を減するを以て正當ならんか

●囚人懲治人看讀書籍許可の制限に就て

監獄則第三十二條第二項は規定して曰く囚人懲治人書籍を看んと請ふときは脩身宗教教育及營業に必要なるものに限り之を許すとありて其許可書目の種類採擇は勿論許否權は全然典獄の職權内にありて存ずと雖も予輩の實見する所に依れば當局者の間には往々本條の許否權を解釋して恩惠的賞譽の意味に適用せらるゝ向あるが如し即ち囚人の内に在つても遵令犯行を屢し懲罰せらるる者に對しては其必讀有益の書籍たると否とは姑らく置き或は絶對的に書籍の看讀を許さゞる等の類是れなり、然れども予輩を以て之を見るに監獄則第三十二條の精神たるや前述の如き恩惠的性質のものにあらずして專ら感化改良の爲め又は出獄後正業に就かしめんとの目的に出て寧ろ書籍の看讀は可成之を奬勵勸誘し以て良心の喚發を助長するの趣旨に出てたるものなりと信せり而して有益必要の有無は素より典獄の許否權内に存するを以て其有害無益なりと認むるものに在ては斷じて之を許可すべきを要せざるは勿論なりと雖も其犯行を重

矯正図書館

ゐる者たれば迚有益無害なる書籍をも尚且絶對的に之を許可せざると云ふに至ては予輩の解する能はざる所なり尚一歩を進めて論ずれば看讀許可書目の取捨採擇に就ては甚だ其正鵠を得ざるものあるが如し予輩が曾て二三の感監獄に就て之を見るに豫め許可書目なるものを定め置き其以外のものは殆んど必要の如何をも詳かに調査せず一切之を許可せざるが如く試みに其許可書目なるものを考査するに宗教に關する書籍其七八分を占め修身營業に關するもの實に僅々なるが如し宗教に關する書籍は感化上必要は必要なりと雖も今少しく社會處世の道に裨益ある營業及修身に必要なる書籍看讀を廣く許可せられたき事にして其許可書目を豫め一定する素より當局者の便宜なりと雖も許可書目の撰擇に就ては充分意を須ゆべきは勿論又絶對的に此許可書目のみに拘泥取捨せず假令許可書目外と雖も隨時囚人出願の書籍の性質如何を審査し許否を定められたきことになん識者如何となす

●府縣監獄官吏の俸給に就て

明治三十年五月勅令第百四十九號を以て巡査看守俸給令を改正せられ九圓以上十五圓迄の七級となり改正俸給令實施の結果巡査看守にして十二圓以上の俸給を受くる者之あるに至りたるは畢竟物價の騰貴に伴ひ社會生活程度の非常に高まりたる結果殊に監獄警察の如き煩劇極りなき職務に就く者の漸く減少するの傾向ありたるより此改正令の止むなきに出でたるは素より論を俟たざる所にして予輩は同人社會の爲めに右の發令を歡迎して措かざる所なり、然れども願一願して監獄書記看守長の俸給如何と云ふに舊に依て敢て增額せらるゝ所あるにあらず或は甚だしきは十二圓未滿の特別判任たる書記看守長を多く採用せらるゝ所あるが如し故に從て他の書記看守長の如きも彼の府縣屬警部等に比し甚だ低下の位地たるを免かれざるが如し然り而して右の實況なるを以て監獄官吏は常に他の輕侮を受くるの傾きあり監獄官吏たるもの亦敢て意に介せざるもの〻如く比々として皆然りとす就中特別任用の書記看守長亦等しく判任官たるに拘はらず其俸給は常に巡査看守の下位にあるが如きは苟も之を其資格の上より觀察すれば實に奇怪の感なき能はず曾に奇異の感あるに止まらず看守巡査にして尚十五圓迄の俸給を給せらるゝに誰か其資格の上官たる故のみを以て書記看守長の職に甘諾する者之あらんや好し之れありとするも看守にして誰か自己より俸給の低き書記看守長の監督の下にあるを屑しとせんや而して其極、綱紀の肅靡を招く虞れなき能はざるに至るなきを得んや思ふて玆に至れば誰れか此不權衡を度外視し不平を訴へざるものあらんや宜なる哉昨今に至り各地方漸く之を救濟せん爲め判任九給俸（十五圓）以下の看守長を置かざるの方針なるが如しと雖も特別判任にして十二圓以下の給額を受るもの監獄に最も其多きを占むるあるは予輩の慨嘆に耐へざる所なり、何となれば試みに府縣の監獄書記看守長の豫算定額に付き定員に對する俸給平均額を見るに實に僅々たるものにして薄給の書記看守長を多く任用し置くの止むなきに出づるが如し、而して一面内務本省より各府縣に配付したる判任（屬警部監獄書記看守長等）俸給平均額なりと云ふを聞くに一人月俸平均十八圓五十錢（明治三十年度の豫算）の割合なりと云ふにあらずや、然るを監獄書記看守長の定額即ち十八圓五十錢の内を割て屬警部其他に流用支出せるに相違なきが如し此頃其筋に於て府縣費判任俸給中監獄書記看守長の定員に依り配付額即ち十八圓五十錢の割を以て積算したる俸給額と各府縣に於ける書記看守長の現在豫算俸給額と相對照するに全國を通じ實に無慮二万千有餘圓の差額を生じつゝありと云ふ而して此差額は即ち現在俸給豫算の國庫配付額より減殺せられつゝあるものにして語を替へて之を云はゞ右の二万千有餘圓の金額は監獄書記看守長の俸給を減じ他に使用せられつゝあるものと云ふに相當す、依是觀之は監獄書記看守長は府縣官吏中最下位にあり俸給も亦寡少なる所以の原因亦知るべきなり彼を想ひ之を思へば予輩は啻を鳴らして其不當を當局者に訴へざるべからざるなりと思惟せり輓近政府に監獄改良の必要上より監獄官吏の俸給を增加せられんとの風評ありと云ふに當り各地方の間に果して右の如き權衡を得ざるものありとせば當該府縣の典獄諸君たるもの宜しく府縣知事に過まり以て國庫より配付定額の豫算を監獄に向て支出せしめんことに盡力せらるべき事こそ其職權なれ將た義務なりと云ふべきなり

●典獄特別任用令改正の風說

風聲々、雲漠々として天候素と測り知るべからずと雖も典獄特別任用令改正の希望は昨年七月全國典獄召集會の當時既に評議會の議に上ほり同會の決議を

監獄雜誌　第9巻 第3号
矯正図書館

以て其筋へ建議相成りたりとの事は本誌上兼て之を報じ置きたり而して改正希望の必要理由は今改めて茲に贅せずと雖も昨今に至り再び此改正風說の予輩の耳朶に達せしものあるを以て予輩も亦眞の風說として之を讀者諸君に報せんのみ

●明治三十一年度の豫算決定

明治三十一年度の總豫算は議會の解散に依り遂に不成立の結果前年度の豫算を襲用することゝなり去る二月勅令第二十二號を以て前年度豫算施行の件を裁可あらせられたり是れ素より當然の結果なりと雖も前年度豫算施行上の標準なりと云ふを聞くに明治三十一年度の請求額にして三十年度即ち本年度の豫算額より減少したるものは其減少したる額に依るべきは勿論法律の結果に依れる經費增額の外總て新事業費に効力を及ぼさゞることゝせられたり但急要の事業費は此限外とす等の意味を以て此頃大藏省より一般主務省に通知を發せられたりとの事にして改正巡査看守俸給令實施及同服制實施に伴ふ經費增額は地方稅支辨の監獄に於ては既に昨臘中豫算決定せしを以て好都合なりと雖も國庫支辨たる各集治監に在ては以上の改正令實施上に大なる不便を感することなるべしと察せらる而して監獄局設置に伴ふ增額と共に追加豫算として改選後の議會に提出せらるゝや否やは未定の問題なりと雖も前述の大藏省の通牒に依れば或は絶望の嘆なき能はざるなきか一喜一憂敢て前途を卜す

●臺灣の管轄換に就て

去る二月勅令第二十三號を以て臺灣總督府官制同第二十四號を以て臺灣事務局官制を改正せられ臺灣をして內閣總理大臣の監督より內務大臣の監督に移されたり此間如何なる消息かあるやは予輩之を知らずと雖も臺灣の監獄監督權は如何に成行くべきやと其筋の當局者に質せしに臺灣は素とより新領土にして諸政內地と異にするを要するを以て從前に異なることなく依然總督府に於て管理監督する筈なりと云ふ

●獄務課長の任令

（小河事務官課長となる）

內務省監獄局獄務課長兼計表課長法學士浦太郎氏、曩きに三重縣參事官に榮轉せられたるより當分課長は置かれざるべしとの由に聞き及びしに二月廿二日小河監獄事務官獄務課長を拜命せられたり而して計表課長は未だ決定せられざるも從前の通り監獄事務官に於て一切の事務を監視せられつゝありと云ふ但し追て獄務課同樣專任課長を置かるゝの時期あらんことを望む

●山上總督府民政局事務官の出張

同氏は曩きに臺灣總督府巡查看守敎習所兼務となり今般巡查募集の爲め兵庫岡山京都愛知等の諸縣へ出向を命せられ當時名古屋滯在中の由にして或は上京せらるゝやも未定なりと云ふ

●在監人の通身檢查に就て

監獄の規則として凡そ出房せしめたる在監人は其還房の際總て通身及び衣服を檢查する由なれとも其檢查の粗漏あるとなるにや釘其他の利器を監房に持込み破監逃走を企つるものありと云ふ今實際家の話によれば頃日或る地方の囚人は工場に於て使用し居たる小刀の先を折り之を紙に包みて肛門に差込み隱匿して檢查を受け首尾能く監房に持込み其夜に至り遂に破監逃走したりと云ふ畢竟檢查の不十分なりしが爲め此不都合を釀したるものなるべしと雖も隱部の如きは兎角檢查の粗漏に流れ易き弊あるを以て通身の檢查は最も嚴密に之を行ふを要す衣服の檢查も亦等閑に付すべからず又工場に於ける器械の點檢を嚴重に行ふに於ては或は破監逃走の企を防ぐことを得しならんに重ね々々遺憾なりとす前年或る地方に於て工業器械を檢查するに際し囚徒は小刀の先を折り之を隱さんが爲め半は鞘を箝め看守の眼を暗ましめて遂に監房に持込み破監逃走を遂げたるとある由につき工業器械も亦罷役の際一々嚴重に檢查すると肝要なるべし此器械と身体及び衣服の檢查を十分に行ふに於ては破監逃走を防ぐを得べし請ふ之を勵行せよ

●刑事被告人の滯獄調に就て

未決勾留の目的は被告人の逃走と罪證の湮滅を防き且之が取調に際し召喚の便宜を謀りたるものなるべし故に其滯獄の長短は全く裁判官の處置にあるを以て監獄に在ては亦如何ともする能はざるもの〻如しと雖も典獄よりして裁判官に能く協議するに於ては裁判の進行を速にし多少滯獄日數を減することを得べし現に某地方に於ては全國中比較的滯獄長きに渉るを以て或時裁判官に協議したるが爲め一般の被告人殆ど從前の半數に滯獄日數を減じたりと云ふ時に或る地方の被告人は比較的滯獄日數少しと雖も其實際は裁判言渡當日迄の未決拘留日數を調查する

矯正図書館

由之れは別段滯獄日數の少きを飾るにあらず只裁判官の注文により裁判落着迄を調へ來りたる慣例に依り從來此の如く滯獄日數を調ぶるに當ては普通一般に調ぶる如く判決の確定する迄は未決拘留の滯獄日數中に算入すべきものなるべし若し區々の方針にて調査するに於ては統計又は比較を誤るべし

●刑事被告人と囚人との別を明かにするを要す

聞く所に依れば或る地方に於ては拘置監又は監獄支署より刑執行の爲め囚人を監獄署に押送の際本人の衣服を着用せしむる處ありと云ふ果して事實なれば其措置は甚だ不可なるべし何となれば既に刑の言渡確定したる以上は最早刑事被告人にあらずして其身分囚人となりたるものなれば赭色の獄衣を着用せしめざるべからず又取締上より論ずるも變則を用ひて本人の自衣を着用せしむるとあらば其押送途中に於て逃走を企つるの虞なしとせず若し逃走を企つるとあらば走て逃避するに頗る便利なるを以て容易に逃走の念を起さしむるの媒介となるへし之に反して規則通りに赭色の獄衣を着用せしむるに於ては假令戒護者の撿束を脫するとを得るも獄衣の儘にて通行するを得ず又裸体て道中もならざるを以て深く前後を考へ容易に逃走の念を生ずるとなかるべし故に何れの點より論ずるも既に刑の言渡確定したる上は獄衣を着用せしめて押送せざるを得ざるものと思考す

刑事被告人は無罪純白を以て待つべしとは少しく隙腐に屬したる說なれども素より囚人と同視すべきものにあらず只刑事上の嫌疑により拘禁せられたるものなれば則ち嫌疑者として之を扱ふべし然るに此刑事被告人に對し囚人に用ゆる赭色の布團を貸與する地方ある由或は一時被告人增員したるが爲め布團に差支を生したる場合なるやも知るべからず又習慣犯者の屢々入監する如き場合に在ては渠れは平氣にて甘して赭色の布團を被るとなきにしもあらざるべしと雖も之れは規則上甚だ不都合にて且其れが爲め他の被告人迄囚人と同視せらるゝの惡感情を懷き益々不都合を生するにより縱令如何なる場合と雖も被告人に對しては囚人の布團を貸與するとなきを要す

●監獄學帝國大學の講座に上ほる

（小河氏の名譽）

監獄改良は曾て當局者の熱心に唱道せらるゝ所なりしが不幸にして今日に至る迄世人の斯學を研究し或は專攻する人士の絕無なるは余輩の平素慨嘆して措く能はざる所なり然れども改正條約實施準備の必要は遂に世人を驅て斯學に視線を注がしむるに至りしは畢竟社會進度の然らしむる所なりと雖も余輩をして大に意を强ふせしむるに至るものあり、宜なる哉余輩が平素斯學專攻の泰斗として敬愛措く能はざる岳洋小河滋次郎氏は今回帝國大學の囑托に依り大學に於て監獄學を講義せらるゝこと〻なり向後一週間二三時間の割を以て出講せらるゝ筈なりと云ふ、最も特に講座として設けられたるにあらずと雖も科外講義として有志の學生に斯學の妙味を研究せしめんとの主旨なるべしと信ぜらるれより以後斯學專攻の學士を出すあるの日は蓋し小河氏の此講筵に胚胎せん敢て斯道の爲め慶祝す

●典獄召集會議

本年も例年の通り典獄諮問會は早晩開かるべき筈なる由は豫て聞き及ぶ所なりしが議會解散の結果に依り總選擧終了後重ねて地方官會議幷に警部長會議も再開せらるゝ筈なるやにて多分典獄の召集は以上の兩會議閉會後に讓らるゝことなるべしと去れば典獄の召集は早くも五月中旬以後になるべしと想像せらる、尙確報を得次第讀者諸君に報道するを怠らざるべし幸に諒せよ

●囚徒看讀の良書著はる

百喩譚は高山春峰氏の著にして彼の大藏經より一百の譬喩を抄出せしものにして其譬喩中自から慾を去り迷を解き正道に遵くの工夫歷々見るべし故に讀者も亦た自然前非を悔ゐ隱惡を改むるの心生するなり顯わに勸善懲惡と言わずして勸善懲惡の意あり識らず知らず腦裏に透徹して穢邪の念頓に消滅し虛靈不昧なる一點已れが心の本體を覺悟せしむるは蓋し本書特得の妙旨と謂ふべきか內務省監獄事務官小河滋次郎氏がこわ囚徒に讀ませしめれば其悔悛の上に於て著しき効力を顯わすべしと言われしも其れ之れが爲め敢其目錄及び題書題詞の人名を揭ぐれば左の如し

○百喩譚目錄

釋尊の此譬喩を說給ひし來由○愚人鹽を食ふの喩○愚人牛乳を集むるの喩○杖を以て頭を破るの喩○婦の詐りて死せりと稱するの喩○渴して水を見るの喩○子死して家中に停め置くの喩○他人を以て兄と爲すの喩○山賊王衣を偷むの喩○父の德行に誇るの喩

○三層樓の喩○婆羅門子を殺すの喩○糖密を煮るの喩○人の膜り易きを說くの喩○水先案内を殺して天を祀るの喩○醫師王女に藥を與へて卒かに長大ならしむるの喩○甘蔗に灌ぐの喩○半錢の負債の喩○樓に就て刀を磨するの喩○船に乘りて盃を失ふの喩○人王の暴虐を說くの喩○婦女の更に子を求めんとするの喩○海に入りて沈香を取るの喩○賊綿繡を偷んで弊衣を裹むの喩○水火の喩○熬胡麻を種ゆるの喩○人王の眼闇に效ふの喩○鞭撻を治するの喩○婦の爲めに鼻を代ふるの喩○貧人麁服を燒くの喩○牧羊者の喩○陶器師を雇ふの喩○商人金を偷むの喩○樹を斬りて果を取るの喩○美水を送るの喩○寶筐中の鏡の喩○五通仙の眼を抉るの喩○群牛を殺すの喩○木筒の水を飲むの喩○他の壁を塗るを見るの喩○禿顱を治せんとするの喩○山賊の喩○估客の駱駝死するの喩○大石を磨するの喩○半個の餅を食ふの喩○奴僕門を守るの喩○羶牛を偷むの喩○貧人能く鴛鴦鳴を作すの喩○野于折枝に打たるゝの喩○小兒毛を分別するの喩○醫春儂を治するの喩○五人の婢を雇ふて共に使ふの喩○伎人業を作すの喩○師脚を患へて二弟子に付するの喩○蛇の頭尾共に前にあるを爭ふの喩○王の爲めに鬚を剃らんとを願ふの喩○無一物を索むるの喩○長者を蹋むの喩○二子財を分つの喩○瓶を作るを觀るの喩○水底の金影を見るの喩○梵天の弟子物を造るの喩○病人雉肉を食ふの喩○能役者戲羅剎の服を着て共に相驚怖するの喩○人古屋中に惡鬼ありと思へる喩○五百の歡喜丸の喩○口に乘船法を誦して解せざるの喩○夫婦約束して餅を食ふの喩○共に相怨害するの喩○祖先に效ふて急速に食ふの喩○梨を嘗むるの喩○二婦の爲めに兩眼を失ふの喩○米を唵んで口を決くの喩○詐りて馬死せりと言ふの喩○婆羅門の洗淨せりと稱する喩○駝糞共に失するの喩○田夫王女を得んと願ふの喩○驢の乳を埒むるの喩○兒と早行を期するの喩○王の爲めに机を負ふの喩○注射藥を飲むの喩○熊の爲に嚙まるゝの喩○卓子に坐して神を薦くの喩○獼猴の喩○日蝕に狗を打つの喩○女子眼痛を患ふるの喩○父其子の耳環を取るの喩○强盜財を分つの喩○獼猴豆を拾ふの喩○麝香猫を得るの喩○路上に金錢を得るの喩○貧人富者と財物を等分せんとするの喩○小兒饅頭を得るの喩○老母熊を捉ふるの喩○摩尼水寶の喩○二鴿の喩○詐りて盲目と稱するの喩○惡賊に劫かされて羅紗服を失ふの喩○鳥と梟の喩○狂象に逐はるゝの喩○小兒大龜を得るの喩（目錄終）

題畫羽田子雲○顯詞東久世伯。勝伯。土方伯。故後藤伯。黑田子。品川子。鳥尾子。久松子。秋元子。櫻井祇侯金井祇侯。尾崎顧問官。矢野公使。南條博士。村田門跡雲照律師。畔上禪師。稅所敦子等の諸氏也

因に記す今回本書の著者聊か止惡作善の一端にもとて全國各監獄署へ一冊宛（東京芝區愛岩下町二丁目二番地高山喜內へ宛て發送郵券四錢を投せらるれば）無料にて贈呈し囚徒等の讀者へは特別減價郵稅共金廿五錢を以て之を頒つと云ふ

問答

●第一問　天橋　洗寓生

刑事被告人房外處遇上共犯者なる事を知り易き方便垂教を乞ふ併て各監取扱振を伺ひたし

●第二問　在熊本　河野　健三

地方監獄の已決囚刑事被告人として軍獄に拘禁したる日數は刑期に算入するを得るや　之に反して軍獄の已決囚刑事被告人として地方監獄の拘置監に拘禁したる日數も亦刑期に算入するを得るや

●第三問　在熊本　河野　健三

軍獄の已決囚徒逃走中刑事被告事件に付き地方監獄に拘禁せられたる場合に於て其日數は刑期に算すべきや將本人の自首其他により逃走囚徒たること判然するとき否とに因り差違ありや

●第四問　横濱　浪人

教誨師に教誨出席の場合に着用せしむる爲め教服の制を設くるの可否如何

附言恰も法官が公判廷に臨ふ法服の如き制を取らんとするにあり

●第五問　在廣陵　嘤々樓主人

囚人身分取調に係し地方警察署若しくは市町村役場より在籍者にあらざる旨回報し來りたるときは住所氏名詳稱せるものとして之に懲罰を科し倘ほ取糺すに當り兎角言を左右に托し正當なる申立をなさゞるときは之に懲罰を追加するは敢て失當の措置にあらざる歟

●第六問　在東京　洋々散士

地方監獄に於て左の金額を出納官吏にあらざる他の監獄書記が費消したる時は何人が辨償の責任ありや左の區別に依て解答を請ふ

但し犯罪者が私訴としての責任あるは固より疑なし

一　在監人の領置金品を費消したる時

二　地方稅監獄費を費消したる時

三　監獄作業受負人の保證として供托しある無記名公債證書を消費したる時

●第七問　在蘆陽　東海　逸史

囚人及び懲治人をして發信せしむるとき一通の信書に二名以上の受信人を記載せしむるは差支なきや

監獄雑誌　第9巻 第3号
矯正図書館

●第八問　同上

訓房留置人の信書の度數は無制限に發送せしむるや各地方實際の取扱ひ承知いたしたし

●第九問　同上

囚人及び懲治人をして英語書籍の看讀を許可するも差支なきや

通信

●監獄書記看守長任用試驗

北海道廳に於て明治三十一年二月廿五日監獄書記看守長特別任用令及看守考試規程に依り實務成績の考査及學術試驗を執行せり

試驗主任官　事務官　深野一三
　　參事官　横田太一郎
典獄　佐藤三吾
同書記監獄書記　金野定吉
看守部長　佐藤誠一
受驗者　同　神山千藏
　　同　看守　古川力之進
　　同　大石運助
以上四名

一實務成績の考査（午前九時三十分始り同十一時に終る）
一學術試驗（午後一時に始り同三時に終る而して其問題左の如し

第一監獄法規

一、水火風震等非常事變の際に處する監獄則の規定如何
二、無定役四日と雖ども其情に依り懲則の役に就かしむることを得るか
三、罪質年齡等に依り監房を別異するの理由如何

第二刑法刑事訴訟法

一、假出獄制度を設けたる理由を說明し併せて假出獄を許すに必要なる條件を擧示すべし
二、重禁錮一月二十二日罰金七圓五十錢監視六月の刑を執行せし者に對し更に重禁錮三月監視八月の刑を通算執行せんとするときは實際執行すべき刑期は何程なりや
三、官吏公吏の作るべき書類作成に關する刑事訴訟法の規定如何

第三會計法規

一、出納官吏にして其責任に屬する會計に付自身に事務を執らざる場合に於て責任如何

第四算術

一、四人を二日間使役して畑四反五畝十四歩を耕作せり此場合を以て十五人を二日間使役せば何程耕作し得べきか
二、四人の食糧米四石を要するときは參六石を要す此割合を以て米百五石を買入るゝときは參何程を買入るべきや

以上監獄法規三題刑法刑事訴訟法三題、會計法規二題算術二題にして通じて十題なり而して監獄法規及刑法刑事訴訟の二科は滿點各三十點宛とし會計法規及算術の二科は滿點各二十點宛とす故に滿點總數は百點なりとす而して之れに對する各受驗者の得點數及其及落等は目下調査中なり因に記す同署に於ては自今看守部長は看守考査規程に準し典獄限り實務成績の考査及學術試驗を行ひ其結果により採用するとに内定せり

●巢鴨監獄署英語會一周年祝會

巢鴨監獄署員中の有志者に成れる英語會は二月廿一日滿一年に相當するより其一周年祝會を該署擊劍場に於て執行せり今其模樣を記さんに同日來會せる者は署員にては綾部典獄横江第一課長神尾第二課長其他看守長看守に至るまで七十有餘人外來者にては留岡幸助氏ブルマツキ氏木田警察監獄基督教傳導會長外二人教師岡崎福松氏等にして午後四時三十分開會發起者の一人開會の趣意を述べ綾部典獄は午後改正條約實施後の吾人監獄界に於る英語の必要を述べ現在會員に對しては奬勵の辭を未加入者に對しては勸誘的の辭を述べられ次にブルマツキ氏は宗教上に付ての演說を爲し次に留岡幸助氏は不定刑期法に付て痛論する處あり續氏が實見說として米國エルマイラ監獄の狀況を叙述し終實地に付て目擊する如く最も明晰に演說せられ次に會員の英文朗讀次に木田文治氏岡崎福松氏等の演說あり式終て一同に茶菓を供し全く散會せるは午後八時三十分なりき

實に該英語會は昨三十年二月廿二日其第一回を開きてより滿一年とは言ふも定日は一週間に二回の規約なるを以て僅々百回内外の會數なるにも不拘教授法の熱心なるとに依り實に驚くべき進歩を爲し今後一年を經過せば實地に應用して毫も差支へなき程度にまで進むべき見込なり

●文武練習所始業式

在仙臺　藤吉習教通信

宮城集治監に設けられたる同所にては在る十一日の紀元節を以て其始業式を擧行されたり（爰に擧行すべき害なりしも宮中喪等の爲め延引せしものなりと）今其概況を記せば午前は第一体操にて松本教官の指揮は極めて巧みに開轉等自在なりし次に討論は雜居分房二法の主旨目的を貫徹せしむるの法方を討議せり午後は小泉典獄の說諭鈴木一課長の答辭あり次に幼年試合（看守の子弟）次に一本試合次に柔道次に三本試合にて式を終り來賓始め一同へ赤飯の饗應ありしか典獄が從來文武練習所の興隆に熱心し奬勵怠らざる爲め文武共非常の進境を見たるは來賓一同感嘆を禁ぜざりしと云ふ當日來賓の重なるは川路本縣書記官木村陸軍中佐佐渡同少佐三宅大尉妹尾陸軍監獄長大童宮城部長黒田末長岡署長等にて劍士は衛戍監獄より七名地方監獄より六名警察署より六名外來三名にて勝利者へは鍛心錬膽の四字を染抜きたる手巾を賞與せり尙ほ當日典獄の期讓せし說辭は左の如し

治獄行政の事唯り國運の進否に關するのみならず又國体に係ること少なからず外人常に其視線を此點に注ぎ行刑方法の良否を以て其國の文野をトせんす監獄に從事するもの等閑其職を執るべからざるなり是れを以て本官赴任以來練習所を開き諸子と共に職責の如何を講究する所ありしに諸子の其職に忠誠なる監内の規律自ら擧がり受賞者日に月に其數を加へ懲罰其他制裁の如き漸次其數を減ずるに至るは是れ必竟練習所開設の効果にして本官が實に本監の爲め又諸子之爲めに滿足する所なり顧ふに治獄の任に當る者學理研究せざるべからず心膽修錬せざるべからざるとは練習所開場の當時既に之を言へり今や國運日に進み改正條約實施の期亦遠からず此の時に當りて囚徒監理之法宜しきを得ざるとあらんか其利害の影響する所實に測るべからざるものあり乃ち身其局に當る者の大に學術を研磨し心膽を修錬すべきの秋ならずや若夫治獄の良法規に精通し囚徒の待遇寛嚴其適度を得之を馭米諸邦に比して毫も讓る所なく彼諸外人をして安心以て我法律に服從せしむるに至らば是實に我帝國無前の光榮にして

矯正図書館

諸氏の功も亦偉なりと謂ふべし諸氏願くば其職守の關係する所重且つ大なる點に留意し日夜文武を研鑽して以て其任務を全ふせられんことを本日開所式を擧ぐるに當り一言以て祝辭に代ゆ

明治三十一年二月十一日　宮城集治監典獄　小泉　保直

●兵庫縣出獄者保護會設立の趣旨

明治維新以來我國の進歩は日進月歩の實勢を以て進み來りたるが故に社會百般の事物は舊態を脫離して新態を裝ふの實あるが爲め若し其れ十年以前に瞬目したる者を再び墳墓の裡より呼び起して觀察せしむる時は驚愕一番實に止む能はざるものあるや明なり此進歩此開明物に喜ぶべき者ありと雖も窃かに退て裡面の窘屈せる社會の究狀を觀察する時は悲痛大に慟哭すべきものなくんばある可からず抑々悲痛大に慟哭すべき者ありとは何ぞや犯罪人の多き事是なり英國は人口一千人に犯罪者一人弱を有し年々移住者の多きが爲に犯罪者の過半は外國人なる米國すらも人口一千人に犯罪者一人強而已然るに我國は人口一千人に犯罪者三人強を有せり假令外形の文明如何に進歩せりと雖犯罪者の多き我日本は決して文明の譏歌するに足らざるなり義は國を高くすれども罪は民を辱しむるとは賢王ソロモンの金言にして能くも我國今日の狀態を警告したる言ならずや

犯罪者の多き原因素より一二にして足すと雖も其最大原因の一とも言ふ可きは刑餘依る所なき犯罪者を善導する保護場のなきこと是ならざる可からず英國は九十の出獄人保護會を有しスウイツルランドの彈丸黑子の國すらも尙十四の保護場を有するにあらずや然るに我國に於ける保護事業の振はざる實に驚くべきものありて存ず出獄人保護事業の盛なる歐米にありて再犯者の數に頼る僅少なりと反して我國の如きは出獄人百分比例の七十は再犯以上のものなりとは最近内務省の調査にかゝる警報なり此れ一日有力なる出獄人保護會の設立なきに因らずんばある可からず嘗に數の上よりこれを言ふ而已ならず之を政費に見るも年々消費する監獄費四百五十萬圓は海陸軍費教育費に次ぐ所の多額政費なり而して尙犯罪者は年々增加するとせば愛國に責めある吾人は犯罪減少に力を致さずんばある可らざるなり豈啻政費の點而已を以て言んや道義の點人情の點より見るも又更に深き關係の存するあるを知る人或は言ん一朝犯罪したる者にして出獄の後前路に彷徨するは自業自得たりと素より原因ありて結果あるの然らしむる所とは言へ人類相愛の情より見るときは實に憐察すべきものありて存ぜずんばある可らず然り而して之を救ひ之を導くは政府の職責吾人の義務たるを知らば吾人は彼等が愈々罪惡に沈淪するの袖手傍觀するに忍びざるなり素より犯罪は忌むべきもの犯罪者は惡むべき者なりと雖一度び之が制裁を受けて處刑されたる以上彼等が罪の赦めを善良たる民たらしむるは吾人國民たるもの一頃刻も忘れてはならぬことなり況んや彼等が罪惡を爲すに至りたる原因を討究する時は大に憫諒すべきものありて存するに於てをや於是乎犯罪に關しては社會も一部分其責任を擔はざる可らざるものありとは最近刑法學者の認諾する一理論なりとす

我儕微力敢て當らずと雖も茲に出獄人保護會なるものを設立し刑餘依る所なき出獄者を善導救護せんとす仰き希くば慈善の士よ我儕が微衷を憐み應分の助力あらん事を切望して止まざるなり

明治三十一年一月

神戸市荒田町三丁目百八十八番の二

兵庫縣出獄者保護會

會主　佐久間　芳　遵

主事　村松　遠四郎
監督　長田時行
顧問　留岡幸助
顧問　原胤昭
顧問　田中助

雜　錄

●監獄巡閲を勵行すべし

佐　原　生

苟も監獄事業に從事し若くは之が經驗を有する者は目下監獄改良の急務なるとを認むべし果して然らば若し左の如き說を唱ふるものあらば諸君は如何なる斷定を下さるべきか

我監獄の改良は實に燒眉の急に迫ると雖愈々國庫費支辨となり分房制度の行はるゝ曉にあらざれば改良の効を見る能はず故に地方費經濟の今日に在ては强て改良を加ふるに及ばずと

余をして遠慮なく言はしめば斯る人物は吾人が熱望する監獄改良の妨害者と言はざるを得ず何となれば多少改良の餘地あるにも拘はらず口實を設け安閑として大切の時期を失する怠惰漢なればなり擊てよ懲らせよ改良の道を邪广する怠惰漢

却說監獄の巡閲には監督官廳の巡閲と所屬長官の巡閲との二種あり而して中央政府の監督に屬する巡閲官は特定のものなきを以て內務大臣の命を受けたる者は高等官なると判任官たるとを問はず皆巡閲官たるに妨げなしながら監獄巡閲官は監獄事務官を以て之に充つべきが至當なり故に事務官若干名を置き（特に監獄巡閲官若干名を置くも可なり）常に一二名の事務官は巡閲に出て各監獄及監獄支署に至る迄一ヶ年に一回以上必ず巡閲するを可とす然れども現今の如く僅に一名の事務官にては全國の監獄及監獄支署を悉く巡閲せんとするも豈得べけんや況や改正條約實施の期に際し獄治改良の調査に暇あらざる今日に在ては監獄の巡閲よりも寧ろ省務の緊急なるものあるにおいてをや又監獄事務官を增員して監獄巡閲官に充てんとするも之れは恰も監獄費の國庫支辨を望むと同く將來の希望に屬す其希望たるや最もよし然れども目下の處事務官にして監獄を巡閲すると能はずんば寧ろ監獄の巡閲を廢すべしと云ふに至ては前顯の如く國庫支辨にならざれば監獄改良の事業は

其効なきを以て空しく時期の至るを竢つに若かずと云ふに等しき論法にて到底疎暴たるを免がれず況や内務大臣は所屬官吏をして少くも毎年一回全國監獄を巡閲せしむとの内規を設けられしに於てをや

毎號本誌に見ゆる洋々散士は前號の誌上及協會雜誌に於て監獄巡閲官のことを喋々と論じたり其論文中余が同意を表する廉なきにしもあらずと雖も其は多く將來の希望に屬し目下の問題に就ては大に反對の意見を有す（散士が痛く駁論を加へたる某生の説も亦實に不當なる點ありと雖二三年前のものに係るを以て余は敢て論せず）故に聊か論ずる所あらんと欲す

散士は法文上巡閲官の資格に於て規定なきを奇貨として内務省は判任巡閲官をして續々府縣監獄を巡閲せしむるは感情上其他萬端に不都合の點多々あるとを堅く信ずと云々と放言せり散士は何故に此の如き毒舌を弄するか全國の監獄は監獄則其他の規定に依り少くも毎年一回巡閲するを要す然るに現今の場合に在ては監獄事務官一人にて之か巡閲を果すと能はざるは既記の如く明々瞭々たり然らば即ち監獄局員たる判任官をして監獄の巡閲を爲さしむるは理の當然なるべし然るを巡閲官の資格に規定なきを奇貨とし判任官をして續々府縣監獄を巡閲せしむ云々と非難ケ間敷惡口を吐くは何等の爲にする處在ぞ然るか余は疑ひなき能はず又判任官をして府縣監獄を巡閲せしむるは感情上其他萬端に不都合の點多々あるとを信ずと云ふと雖も其不都合ある點を説明せず故に理由なきは事實なきに等しとの格言ある如く余は其不都合なしと認めざるを得ず勿論散士は後日詳論すとの約束を付記したるを以て若し不都合の點を論ずるやも知るべからず請ふ國家の爲め之を筆誅せよ

又散士は内務屬一個人として巡視するとなきにしも非ざるを以て當局者たるもの豫め巡閲官として巡閲せらるゝや否を確め置き然る後其資格の如何に依て待遇の區別を爲す亦必要のとなりと云ふも其内務屬一個人として巡視するとは果して如何なる意味なるや余は内務屬が巡閲官として出張し又は或る用務を帶て巡視するとあるも皆官命に出づるを以て決して一個人の資格にはあらずと考ふるなり散士の意は先般散士が埼玉縣監獄を巡見したる如き場合を指して内務屬一個人として巡視したるものと云ふにあるかしからざれば其例を擧げんと欲すも他に之なかるべし若し散士が埼玉縣監獄を巡見したる如き場合を指して内務屬一個人としての巡視と云はゞ大なる誤なり何となれば散士は内務屬なりと雖も其職務を執るときの外は官名を用ゆる能はず然らば散士自ら請ふて監獄の巡見を許されたる場合は全く散士一個人にて決して内務屬一個人にあらざるを知れ監獄巡見則ち觀覽を許すに就ては自から規則あり故に一個人としては或は觀覽を許されざることなきにしもあらざるべし

散士が協會雜誌に掲げたる論文は更に進んで判任官の巡閲に伴ふ弊害を數へたるもの〳〵如し然れども散士は現行巡閲官の規則を知らざるものと見へ奇怪なることを列記せりされど巡閲官吏の勤務方法等を檢案し復命書を作り改良の意見あるものは案を具し内務大臣に差出すに止り散士の云ふが如く典獄の非を摘發するを以て目的となすものにあらず又敢て注意事項を指示するにも及ばざるべし良し偶々注意を示すとあるも幷は法律規則に違ふ廣れある等の場合に止り苟も典獄の職權内に屬するものに對しては喙を容るべきものにあらざるべし其判任なるが爲め諸般の取調事項に就て自然謙遜に陷り盡さゞる事あり若くは之れが反對に出て續々詰問を爲して非を摘發し又は殊更に威嚴を示し威氣揚々傍若無人の擧動を以て剛然として諸般の取調を命ずるが如き事あらば其不都合たるや論なきなり然れども責任を有する官吏にして而も内務大臣の命を受け監獄を巡閲する官吏にして在ては斯る不都合を働き其職務を辱しむるものなしと確信す若し之れあらば幷は内務大臣の鑑識を誤りて命じたると其官吏の惡しきに坐するのみ果して其職務を全うする能はざるのみならず害惡を流す不能の官吏あらば國家の爲め斷じて之を排斥すべし是れ豈判任巡閲官に伴ふ弊害ならんや然らば則ち散士の所謂弊害は判任巡閲官に特生するものにあらずして若し弊害ありとせば官吏其人の惡しき罪なりとす然るを絶對的に判任の巡閲は弊害あるもの〳〵如く推論するは甚だ苛酷なる議論と云はざるを得ず借問す散士が埼玉縣監獄を觀覽せしは其非を摘發するの目的にあらざりしか

終に臨て一言す内務屬印南氏は下級謝劣の身を以て巡閲に當るは蟷螂の斧に向ふが如く實際何等の稗益だにならざるは予自ら茲に之を自白して憚らざるなり予曾て二三縣を巡視したるとありて其當時自ら予の顏る不適任なるとを曉りたるとありき云々と散士が論

監獄雑誌　第9巻 第3号

矯正図書館

文の下に付記せられたるも恐らくは謙遜して此に出でられたるものなるべし勿論適當なる高等官を以て巡閲官に充つると判任官を以て巡閲せしむるとは其實効を見る上に於て蓋し多少の差異あるべしと雖も判任官の巡閲は全然其効なしと云ふ譯けもなければなり若し全然無効なるとあらば畢竟其人物の不能なるに歸すべし豈に斯道に身を委ね而も監督官廳に在る官吏にして不能なる人物あるべけんや余は其謙遜に出でたるを信じて疑はず判任官の巡視は單り監獄のみならず縣治上にも警察上にも亦之れあるにあらずや

尚將來のとに就て論ずれば既記の如く監獄事務官を増員して巡閲官に充てられんとを希望す尚進で巡閲規則の改正を望む此點は何人と雖も異論ある筈なければ早晩必ず行はるゝとならん否余は速に斷行せられんとを希望して止まざるなり然れども其行はれざる前に在て監獄の巡閲を等閑に付するは大に不可なるを以て目下の處は判任官にても止を得ざるにより漸次各府縣の監獄を巡閲せしむるを可とす聞く所に依れば數年の間絶て巡閲なき監獄多々ありと云ふ又久しく耳にせざりし失体の生じたる監獄も亦之ありと云ふ旁以て巡閲を怠るとなきを要す

次に所屬長官即廳府縣長官の巡閲に就ても論ずる考なりしが思はず長文に渉りたるを以て此點は後日に至り之を論ずべし請ふ諒焉

附言　散士は斯道に熱心の餘り往々激論を唱ふる僻あり敢て惡意を挾て毒筆を揮ひたるものにあらざるを信ずと雖も文中甚だ穩ならざる文字あり余も亦直言して聊か文章を謹まざるの非難を免かれざるものあるべし請ふ恕せよ

●吾人の覺悟

在滋賀　井上　薇州

外部之覺悟

回顧して十數年以前の我監獄幷に司獄官吏は社會民人に對し如何なる考を抱かしめ居たりしかを見よ彼等の多數は監獄を以て唯に國家不逞の徒を拘禁し渠等の罪業に對し復讐的若しくは反座的に酷刑を執行する一の懲罰塲なりとし而して司獄官吏を目する猶舊幕時代に於ける獄吏と同一の想像を胷中に描き兩者に對し眞正の解釋を下せし者は寥乎として實に曉天の星も啻ならざりき而して明治三十一年に於ける社會民人の思想は果して如何

近年我が法學の異數の進歩を爲せし結果として法曹社會漸く獄事を談ずる者を出し世人も亦稍や獄事の大に研究を要する價値あることを認識するに至れり何となれば監獄費國庫支辨論の如き警察監獄學校新設計畫の如き近くは各府縣會共非常に膨脹せる監獄費の要求を殆ど異議なく認容せしが如き皆其一端として見るの價値あるものと信ず然れども該國庫支辨論の如き重要問題にして徒らに政爭渦中に簸弄せられつゝあるは何ぞや警察監獄學校新設費の來年度の豫算中より除去せられんとする傾向あるは何ぞや先年減刑令發布の當時免囚保護必要論の大に有志間に呼號せられしにも拘はらず其稍成功の緒に就きしもの幾に二三に過ぎざるは何ぞや是れ他なし治獄事業の社會生存上一日も苟且に附すべからざる所以の吾人同人社會を除くの外或一部人士の單に學理上承認するに止まり世人一般に何等の感覺をも有し居らざるに職由せずんばあらず否多少是れ有りと雖も因襲の久しき渠等の腦に未だ幕政時代の所謂牢屋てふ感念の失せざると我々同人社會に未だ世人を動かすの德備らざるに因らずんばあらざるなり見よ警官の清廉潔白にして職務に忠實なるは異州の人士既に嘆賞しつゝあるにあらずや而て我が司獄官吏は如何吾人實に言ふに忍びざるなり其罪果して孰れに歸すべきか思ふに在上の士慥かに其責の一半を分たざるを得ずと雖も吾人の責亦た甚大なるを知らざるべからず何んとなれば局に司獄に在るもの其功績の容易に擧らざるものなるを奇貨とし嬾安姑息絶て赫々としてて世人の耳目を引くの快事を演せしとなきにあらずや知らずや今や我獄界は將に外人非難の焦點たらんとしつゝあるを豈寒心の極ならずとせんや

佛國の史家ギゾー云へるあり國の文野を知らんと欲せば須らく先づ其邦の監獄制度を見よとされば吾人は監獄を以て國家文明の程度の看板とし又た看板とするの覺悟なかるべからずされば今後の監獄は斷然昨日の形骸を脫し文明的の姿勢を保たざるべからず文明的の進路に倚つて歐米諸邦の監獄と比肩して遜色なからしめんとを力めざるべからず

監獄目下の急務固より一にして足らずと雖も要するに監獄費を國庫に移し以て獄務を統一にするは慥かに最要急務の一に屬す而して其他監獄學校固より設立せざるべからず摸範監獄固より各府縣に作らざる

矯正図書館

べからずと雖も其等の急務に先ち第一着に實行せざるべかざるは全國に於ける監獄當局者の陶汰即是れなり儻し是れをしも爲さずんば獄務の刷新は到底望むべきにあらざるなり已に刷新する能はず易んぞ社會民人の信用を博するを得ん已に信用を博する能はず易むぞ監獄の体面を保ち獄務の改善を計るを得んや要は唯だ社會民衆の信用を得るに在り信用を得るは局に當る者に人物を得ると否とに在つて存せずんばあらざるなり

内部之覺悟

國の開明に趣くは犯罪人を增殖すてふ意味を寓せる乎何すれぞ夫れ然らむされぞ目下我國の實況は慥に吾人に其事實を明示せり吾人豈慨に勝ゆべけんや或は言ふ社會の開進に伴ひ犯罪者の增殖するは自然の勢にして人力の如何とも爲し能はざるものなりと然りと雖も吾人は決して若かく信ずる能はざるなりされぞ社會開進の犯罪人を增殖する一因たるは吾人の敢て否定する所に非ずと雖も尙ほ他に一大原因なくむばあらざるなり蓋し監獄は該原因の存する所なり何むとなれば試に在監人の入監度數を調査せよ蓋し思ひ半に過ぐるものあらん是れ畢竟監獄當局者の智能十分ならざると職務に忠實ならざるとに因らずむばあらざるなり

夫れ監獄は社會不逞の徒を拘禁し而して懲罰を加ふると共に一面渠等を兇惡より救ひ善良の民たらしむるの一大職責を有せり而して既に其原因監獄に在りとせば監獄技術として必然犯罪人を減少せしむるの術なかるべからず是れ大に吾人の研究を要する所なり

尙ほ改正條約實施の斯は將に眉目の間に迫れり此時に際し吾人同人社會の覺悟は如何上等司獄官吏は比較的多くの智能を有するが故に多少の設備あらむされぞ下等司獄官吏は如何吾人甚だ惑ひなき能はざるなり

監獄事務は固より一種專門的の理術に屬す故に職を斯道に置く者は須らく專門的に斯學を攻究し其學び得たる所を最も誠實に實地の上に施さゞるべからざるは勿論なりと雖も吾人は未だ之を以て滿足する能はざるなり何となれば恰も學校教師に善行美德の必要なるが如く司獄官吏も亦た大に善行を修め美德を養はざるべからず何むとなれば人心を啓發感化する點に於て酷似せる所あれバなり古聖言はずや德孤ならず必ず隣ありと苟も他人の標的たらんと欲する者は當に大に此邊の心得なかる可らず而して尙ほ斯學の外に努めて普通の學科を研究せざるべからず蓋し普通の學科を修むれば高尙なる品位期せずして備はればなり蓋し高尙なる品位は善行美德の因て出づる源なればなり

抑も司獄官吏は世人の見解と正反對にして非常の名譽と非常の責任とを有するものなり故に吾人は內に自重の心を養ひ外に清廉潔白なる行爲なかるべからず而して又た己を愛し他人を愛するの心なかるべからず何となれば自重の心あつで他人の輕侮を防ぎ清廉潔白なる行爲あつて他人の信用を得自他を愛するの心あつて職務に忠實なるを得べければなり

終に臨み尙ほ一言を費さゞるを得ざるものあり何ぞや曰く吾人同人社會の親和即ち是れなり凡そ物和するに成り和せざるに破るゝは自然の法則なればなり見よ楠公の金剛山に天下の兵を破りしが如き北米合州國の適れ獨立せしが如き孰れも上下和親協力及び堪忍の結果たらずむはあらざるなりされば吾人も能く上下和親協力而して忍堪以て事に當らば衆犯罪人を罪惡より救ひ善良の民に復歸せしむる何ぞ難しとせんや而して多年熱望の監獄改良の如き亦た易々たらむのみ

●英語研究に就て敢て當局者に促す

在藝陽　海東　逸史

改正條約施行の期は將に吾人の眼前に迫り之に係る諸問題の研究を爲し監獄事業の準備を要するとは今事新らしく叙述するの必要なしと云へども先づ第一着歩の準備として英語研究の必要より急なるはなし今諸他の學舍になれ官衙になれ一に語學の研究に重きを措き琢磨孳々として進歩の境域にあらざるはなし然り而りと雖も翻て我が監獄界は如何と視察し來らば辰星寥々としてエーピーを操りつゝあるもの幾人乎ある吾人は國家の爲めその僅少なるを慨嘆せずんばある可らず吾人が親愛せる警察監獄學會は時勢上大にその必要なるを認め茲に監獄英語必携と題する玉籍を編纂せられ內地雜居後監獄界の準備として之が利便を與へらるゝは吾人が監獄の爲めに感謝し措く能はざる所なり然りと云へども今や之が研究を爲すべき教科書なきにあらず又た一つの良師範乏しき秋にあらず自由自在の時にあり眼前の急務た

矯正図書館

る語學の研究をして對岸の火災視するは果して如何なる理由なる乎吾人は切にその理由の伏在せる所を聞かんとす異樣碧眼の歐米人が吾が眼前に橫はりエーピー的の語調を演せんとするは將に且夕に逼れり此時に際し寂耳に水の喊なからんと欲すれども豈に得べけんや實に監獄界は內地雜居の準備として研鑽すべきの諸問題はその範圍を擴め曰監獄の建築法曰く外人處遇法曰く外人處罰法曰く何曰何々と是固より必要は必要なりと云へどもその第一着の準備たる語學の攻究を爲さずして右等の諸問題を是非するは尙は其門を入らずして堂に入らんとするが如し何ぞ其門を步さずして深殿に入るとを得んや頃日或る地方警察署に於ては夙に尋常中學校敎授某氏を傭聘し警官中少壯にして平素職務に熱心なるものを撰拔し以て從事研究せしめつゝありと吾人は大に之に贊成を表するものにして我監獄界に於ても亦た如此せられんとを渴望して止まざるなり然りと雖ども假令如此き方法に據らざるも兎に角實行の期速ならんを敢て當局者に促す

●監獄官吏の任用を尊重するは

監獄改良の第一着手歟

橫濱　浪人

浪人曾て某縣に巡査を奉職の當時警察の部面に可驚の出來事あり不肖浪人等常に正義を以て任ずるの士之れを默過するに忍びず要するに警察の部面に此一大奇觀を呈するに至れるもの必竟警察當局者の巡査任用を輕視するの誤りに出でたるものとし大に其非を鳴らせし事ありき而して其可驚出來事とは何ぞや曰く某縣人巡査を志願し試驗合格被用せらるゝの三日竊盜事件に關する豫審判事の令狀に依り就縛せられたるの一事なり當時幸ひにして社會に警察眼鈍く之れが攻擊の鋒敏ならず僅に內部正義の士が巡査任用尊重の警告を爲したるに過ぎざりしがそも是等の奇觀を純清潔白を以て誇る我日本帝國警察の部面に顯はるゝに至りしもの必竟警察當局者が巡査任用を輕視したるの責たるを免れず

而して今や我監獄は如何日進月步の勢を以て改良せられつゝあるの秋に際す此に監獄官吏任用の尊重を釋くは六菖十菊の感ありと雖ども一朝監獄官吏の任用を誤る事あらんか今日の看守忽ち變じて在監人たるの一大奇觀を現出するに至るなきを保すべからざるなり

夫れ如斯汚醜の徒が看守を志願するの罪素より恕すべからざるものありと雖ども是等醜穢の罪狀あるを看破するの明なく輕々に之れを看守に任用したるの罪夫れ將た何人に歸すべき歟

如何に監獄制度の完全なるも監獄建築の完備するあるも監獄吏員として常に尤も重きを置く處の看守にして其人を得ざらんか監獄改良の成功も遂に望むべからざるに至らん

局に監獄にあるの士よ監獄改良の成功を後日に期せんと欲せば先づ監獄官吏の任用を尊重し假令誤ちにもせよ罪狀を有する醜穢の徒を輕々に監獄官吏に任用し或は已に任用しある處の監署にあつても須臾く玉石混合登用の弊に陷るなきを期し偏に人材登用の主義に適はしむるの措置に出るを要す

徒らに阿諛諂佞の徒を歡び年功朽腐の記姓名的人物を迎ふるの時代は已に業に去れり更新一番異の人才を網羅し摸範監獄を構造するは當局者の一大責任なり一大名譽なり嗚呼監獄官吏の任用を尊重するは監獄改良の第一着手歟

●逃走囚に對する刑期計算

霞堂　主人

囚徒逃走の當日及就捕の當日は刑期に算入すべきものなるや否此問題に就ては三說あり則ち左の如し

甲說　逃走の當日は逃走の日數中に算入すべきも就捕の當日は時間を論せず一日として刑期に算入すべきものなり

乙說　逃走の當日と就捕の當日は時間を論せず受刑日數中に算入すべきものとす

理由　刑法第五十二條に刑期限內逃走し及び捕に就きたる者は逃走の日數を除き前後受刑の日を計算すとあり逃走の當日は固より完全なる受刑の日に非ず就捕の當日も亦完全なる受刑の日に非ざる場合多し然れども此等の日は完全なる受刑の日に非ざると同じく亦完全なる逃走の日數に非ず故に逃走の當日と就捕の當日とに付ては特に時間を論せず一日に算入するの規定なきも寧ろ犯人の利益の爲之を受刑の日數中に算入するを適當とす

丙說　逃走の當日も就捕の當日も逃走の日數中に算入すべきものなり

理由　刑法第五十二條には前後受刑の日を計算す

矯正図書館

とあるは第四十九條第二項の受刑の初日の如き特別規則あらざる限りは滿一日刑を受けたる日なりと解釋せざる可らず故に逃走の日も就捕の日も受刑一日に滿たざるときは之を刑期に算入せず若し稀に一日に渉るとあらば之を算入するも可なるべし然れども此最後の場合の如きは殆と之れなかるべし

右甲說は曾て其筋の指令もあり實際今日まで行はれたる說なれども其理由甚だ乏しく强て之を求めんと欲せば刑法第五十二條に逃走の日數を除き云々とあるに依り逃走の當日は則ち逃走の日數中に入るべきものなりと云ふに過ぎず又逃走の日は刑期に算入せざるも就捕の日を刑期に算入するを以て利不利を相殺し却て其當を得たるものなりと云ふ者ありと雖も殆ど價値なき議論なりと謂はざるを得ず乙說は我黨に於て之を主張するものなり而して解釋法の原則に照すも其疑義ある場合に於ては寧ろ犯人の利益に解釋するを以て穩當なりとす司法部內に於ける法曹會に於ても亦乙說の如く決議せり丙說は其際少數意見として顯はれたるものにて全く余の反對に出ると雖其理由に至ては却て甲說よりも優るもの〵如し然れども到底乙說の可なるに若かず又實際裁判所に於ても近頃乙說を採り逃走の當日も亦刑期に算入すべしとの指揮を爲す所あり理當さに此の如くならざるべからず故に一般に之を及ぼし舊例を改むるとを要す若し檢事より別段の指揮なきときは其際一應照會を遂げ等しく刑期に算入し各地方區々に渉るの弊なきを務めずんばあるべからず

●犯罪の原因に儻て

在東京　洋々　散士

刑事學上犯罪の原因と爲る可き要素を揭ぐれば其の主要なるもの三個あり、第一氣候、氣候は犯罪の發生に就て關係を有すること甚だ多し、氣候の變動するに從て自然に犯罪の種類を異にするものなり、現今歐洲諸國の統計表に依れば人命犯の最も多く行はるゝ氣節は夏季に在りて窃盜罪の最も多く行はるゝ氣節は冬季に在りと此の統計は蓋し正確なるものとす然れども氣候の原因より發生する犯罪は、殆んど之を撲滅するの手段あるを知らず何となれば天候は人爲の得て如何ともす可きものに非ざればなり、唯窃盜罪に付ては全く其の豫防法なきに非ず、冬季に至て貧民の爲めに特に一種の事業を起すこと即ち是なり、第二社會の情態、社會の情態にして犯罪の發生に影響を及ぼすことは實に著大なるものとす、即ち人口の繁殖、教育の普及、政治思想の冷熱、農作の豐凶、商業の盛衰、飲食物の性質例へばアルコール質の飲料に需要多き地方は、過激の犯罪多きが如し又社會の情態中特に新聞紙の發行は最も著しきものなり、何となれば輕微の犯罪が一度新聞に揭載せられたるときは之が導火線と爲りて刺激を加へ、遂に他の大罪を斷行するに至ることあり、是等の原因より發生する犯罪の豫防法は一に行政上の監督如何に存す可きものなり、第三犯人の身上、犯人の身上より發生する犯罪の原因には種々あり即ち習慣に因る犯罪、偶發に因る犯罪、習慣に因る犯罪とは犯罪の習慣遂に性を爲すに依る又偶發に因る犯罪とは一時偶發の不良心より生じたるものなり、此の偶發犯者は最も改過歸善の望みあるものなり、又習慣犯者は容易に改悛歸善せざるものなり然れども亦絕對的に遷善の望なきものにあらず、然るに遺傳性に因る犯罪は先天的犯人の血統を稟けたるものと云へり、然れども散士は未だ遺傳性に因る犯罪即ち先天的犯罪なるものありや否やは未だ之を知らず、若し果して此の種の犯罪ありとせば絕對的改過懲戒の効なきを以て之を社會より驅除して良民と相交はることを得ざらしむるを必要とす、然れども如何なるものが先天的犯罪人なるや之を知る事は實際上に於て爲し得可からざる事と思考す

寄書

●國民の能力と資格は敎育に有るを論ず併せて僧侶諸君に望む

千葉縣木更津監獄支署　內山英良

余は是れ白面の一鈍生敢て滿天下の諸君に向ひ訴ふるの秀議なく圖るべき經驗あらざれ共之れを吐露せざれば滿足せず故に戀面皮にも赤誠の存ずる限りを洗はん

凡ろ吾人が此の活界に稟生し靜序治種の時世に人となり優渥なる皇恩澤德の裏を受け系祖の墳たず國体の爲かしめず累々連綿として其洪澤に沐浴する我同胞四千萬は知るべし幸福の僅少ならざるを其稟水を味ふの民としては報國的觀念を養成せずして可ならんや然り而て國家を治め生命を泰山の安きに置財産を石城の裡に有ち名譽を廣莫の野に放たんと欲せば須らく國民たるの能力と資格とを併有せざるべからず二者並び行はるゝに於てか國家を干城の安きに保たんは等は則ち資格と能力より擔造せる政治の完全たるを得たる結果に

矯正図書館

外ならず政治の如何は國家興敗に係り國家の興敗は國民の權利自由に伸縮の生ずるに因るべし故に國家を組織し社會を成し完全なる政治の下に立たんと欲せば則ち謂所國民たるの資格と能力とを具備せざるべからず若し二者其の一を欠かば權利を實擴し自由を主張する事不能して壓幕の封政たる抑も免れざる處にして　如何に山河の天險地形の勝鮮なるも賴とするに足らざるなり矧んや吞噬跋扈の暴風を還ふせんと欲するの今日に於てをや　然らば則ち能力を製出し資格を所得するの材具となるものは何ぞや曾だ教育の二字あるのみ教育たるものは萬物の源泉たる譯許羅說にあらざるなり故に教育其物たる奥妙を極めば事として容易ならざるはなく物として難きにあらざるなり僅諺に曰ふ本堅きは末茂り源深きは流れ遠しと宜なる哉於是我允文允武なる陛下には夙に神襟を國家の教育に注ぎ　村々戸々に不學無衞者なからん事を期す　故に東陸西僻星羅林立到る處庠序の設置あらざるはなく　行く處啻唔の聲を聞かざるはなく田締野壤も女權ル稱へ黃童倘ほ克く蟹權を弄誦するは教育の全國に波及すると共に改化日進の域に迫きらるゝ故なる哉

熟々注眸現時世態を監察すれば　道德地に墜堕し人情從て薄弱に流れ德義を侵して法理に訴へ廉耻を輕んじて　利益を重んぜんとするの輩天下に跋橫し政府爲に法網を張れば已に業に全國八萬の囚徒を獲る是等の無賴漢が社會にありては　公益を害し秩序を紊し獄裡に呻吟しては眞民の汗汁を吸ひ紀律ル窺窬せんとするの徒と雖全じく國民の一種なり　其の同類に食まるゝ者と會も者との起因は天賦の性德を涵養する則ち教育の如何に歸着するの外ないべし　是を實際に徵し在囚の統査に付て明かなり

感一愕醒て我が掌轄する木更津監獄支署　の如きは山間僻街の地に有りと雖概して四人は無教育を以て舉らる偶き有るは十分の一以下にして所の一折半すれば一方は則ち普通人にして一方は則ち一寺の住職となり經き一撮の禪師となり難き古僧侶のみ佛教は斯の如き價値なきものにあらざると雖此の境遇に陷るを見奇として轉た閉口に堪へざるなり因て其の實名を擧ぐる左の如し

自卅年九月至十二月　萩原吟龍庄司義型青山宥智瀬能順之助　福田源庄　押田休成の六名なり　是等の出沒する　期間内の總囚は百名内外なり然るに余は必ずしも一舉を以て一心大覺り一動を以て一身を探り一人を見て一家を察し一僧を以て佛教全宗を批難するにあらざれ共余は職責上感愕慷慨の夢を破る　能はざるなり　佛教は勸善懲惡の引導者にして殊に獄海に必要なる教誨の偉効を奏せるを見感化事業に實益あるを聞きたる　上にても今更喋々を要せざるも而も日に因果應報を稱へ心に未來の安泰を祈り既往の邪行を洗濯するの任務を帶ふべき教導の職を毀棄したるは僧侶其の物が奥妙の佛教育を得ざる　結果か將た今世に適用せざるものが念珠を手にし法示を肩にせざるの外他に生計の道なきかの論評下さば果して國民の　能力と資格とを維持せしむる丈けの教育を受けざる結果に外ならべし教育の重大なる能力資格の準否より國家の問題に屬すべきを見聊か以て一感を逃ぶ

●監督表は看守を不偶視する物に非るか

高知　野本夜耕

監督表は各監房各工場に　掲げ看守押丁の　勤務如何を觀察する巡回表なりとす　然れども全國各監　獄署に是れが設けあるや否を知悉せざと雖も　今東海の某監獄署に職を奉ずる知友の書信により聊か感ずる所あり其の概要を掲げて識者の教を乞はんとす

中略當今看守部長と看守との衝突甚敷く孰れも監督表なるものに源因せざるはなし其故わ當署に於ては監督表を日勤監督表夜勤監督表の二種に分ちて日勤監督表は就役中工場適宜の場所へ三四個宛安置し一時間六回及至八回此表中へ捺印せざるべからず故に若し製品の眞否を檢する爲め若しくわ違令犯行者を取調べ些少の時間を費す爲めに一回にても捺印を欠きたる時は直に罰俸の處分に逢ふ夜勤監督表に於けるも亦然り一回にても脫印したる時は何等の事由あるに拘はらず經きは罰俸百分の一以上重きは免職を以て論ぜらるる故に監督表と云へば虎狼々視狐も只ならず震慄するを以て夜間監房に異狀の音響を聞くも耳にだも掛けず只是監督表に失策のあらんを恐れ小ル異々として此の監督表に押印是れのみに專心するが故に過般破獄を企てし者あるも殆ど氣付かざりし事ありし特に看守部長の如きは部下の失策を舉げ是を上官に申告するを無上の忠勤となすが故に夜間とても晝百高く憂々として靴にて看守の動情を觀察するや否や直に引き返し今度は跣足にて勿論無燈鼻息をも殺し密かに觀察する云々

噫々以上の事實は是を明治聖代監獄の現象とせば余わ實に啞然として長大息せざるを得ず今日の監獄は進歩の監獄にして退歩の監獄にあらざることは識者の既に衆に認了する所なりと雖も此の監獄表の滅鑑せん限りは未だ呼稱すべからず寧ろ監獄の退歩を徵する證據物件なりと言はざるべからず何となれば監督表の爲めに警遲し監督表の爲めに職を奉するは斯道に獻身的の人種にあらざればなり此の獻身的にあらざる人種に無限活動の責任を負はざんとす夫れ與うべけんや　無竟するに監督表を要する人種を用ゐるが故に此の野蠻人の看板を用ゐるの必要を生ずるに至るべし此の表の有害なると共に獄事の障害物たる理由は前記知友の書信に徵して明かなり余輩亦た數言を要せざんや嗚呼日夜孜々として只に枝葉の進歩を計らんとするが如き豈に驅幹の堅硬を得べけんや　此の野蠻時代の看板の滅鑑せん限りは獄事の　進歩を見るを得べからず　余は斷言するに躊躇せざるなり宜べなるかな某監の如く看守部長と看守の衝突を來すなや余わまだしも　他の此例の出んを疑ふ者なり況や監督表は吾人を木偶視するものに於てをや　當局者快刀一番拔山の勇氣を以て猛省する所あらずんば終に木偶を用ひて牛鳥を鞭撻する譏謗を免がれざるなり豈反省せずして可ならんや

●監獄官吏は心理學思想の必要を論ず

在廣陵　謂々樓主人

墨逆無道暴戾無賴の惡漢なりて過を悔と善に遷らしめ國家に對し忠眞の士となり父母兄弟に對し孝悌にして社會順眞の民たらしめんとするは我が監獄界の目的とする所なり　世間幾多の監獄改良を唱ふるもの皆この目的を達する手段方法を論究するものにして豈又他あらんや然りと云へども世の改良を謂ふもの唯だに行刑の方法如何に議するが如き外的事實に着目し未だりの　内界に立ち入りて内的事實よりも立論し以て改良の聲を發するものあるを聞ざるは我が監獄界の爲めに慨嘆すべき至りならずや

凡ろ其事業を改良進歩せしめうの目的を達せんとせば　必ず先つ其事業に對して深く研究を遂げ以てうの原因結果を推究し事業の　位置如何を自覺し始めて立論着手せざる可らず　是各自の職分に對し熟心なるもの、必ず履行せざる可らざる　常道にして若し之なくんば事業は遂に地平線下に沒入して他より壓倒せらるゝに至るは實に社會進化の原則にして余一個の私見にあざる也

然り而して吾人監獄事業として常に取扱ふものは果して如何なるも

矯正図書館

ヒーア　イット　イズ
Here　it　is.
此處にそれがある

イズ　ジス　ハウス　オールド　オーア　ニュー
Is　this　house　old　or　new?
ある　此　家は　古く　或は　新しく

イット　イズ　オールド
It　is　old.
それは　ある　古く

フー　ハズ　ゼー　ピクチュア
Who　has　the　picture?
誰が　もつ　畫を

アイ　ハヴ　イット
I　have　it.
私が　もつ　それを

ゼー　ラージ　アップル　イズ　スウィート
The　large　apple　is　sweet.
(此其彼)大なる　林檎は　ある　うまく

ホエア　イズ　ゼー　プリッティー　リッツル
Where　is　the　pretty,　little,
何處に　ある　美しき　少さき

ニュー　フラッグ
new　flag?
新しき　旗が

イズ　ジス　スレッド　ホワイト　オーア　ブラック
Is　this　thread　white　or　black?
ある　此　糸は　白く　或は　黒く

イット　イズ　ブラック
It　is　black.
それは　ある　黒く

ユー　ハヴ　エ　ラージ　アップル　エンド　エ
You　have　a　large　apple　and　a
汝は　もつ　大なる　林檎　と

ビューティフール　ニュー　ブック
beautiful,　new　book.
美しく　新しき　書物を

マイ　マーザー　ハズ　ゼー　ニュー　ブックス
My　mother　has　the　new　books
私の　母は　もつ　新しき　書物

ゼー　カップ　イズ　ホワイト
The　cup　is　white.
(此其彼)コップが　ある　白く

ゼー　カップス　アール　ホワイト
The　cups　are　white.

イズ　ジス　フラッグ　オールド　オア　ニュー
Is　this　flag　old　or　new?
ある　此　旗は　古く　或は　新しく

イット　イズ　ニュー
It　is　new.
それが　ある　新しく

フー　ハズ　ゼー　ペン
Who　has　the　pen?
誰が　もつ　ペンを

アイ　ハヴ　イット
I　have　it.
私が　もつ　それを

ホワット　イズ　ザット
What　is　that?
何で　ある　それは

ハヴ　ユー　エ　ウォッチ
Have　you　a　watch?
もつ　汝は　時計を(懐中時計)

イエース　アイ　ハヴ　エ　ウォッチ
Yes,　I　have　a　watch.
然り　私は　もつ　時計を

フー　ハズ　ゼー　ハッツ
Who　has　the　hats?
誰が　もつ　帽子を

シー　ハズ　ゼム
She　has　them.
彼女が　もつ　彼等を

ゼー　ブック　イズ　スモール
The　book　is　small.
(此其彼)書物が　ある　少さく

ホエア　イズ　ゼー　ナイフ
Where　is　the　knife?
何處に　ある　小刀は

のなる獸生物か無生物か之不明して生物中否な萬物の上級に位する靈長の動物として重せらるゝ人類に在て存する也その人類は果して如何なる人類にてあるが之前段に叙述したる如く實に社會の秩序を紊り國家安寧を害する惡漢不貞の徒にして概して制御し難き人類に在り然れば此制御し難きものは先天的即ち天性に依る獸はた教育の如何により後天的に養成せられたるかを研究するは實に吾人の研究すべき範圍内に在りとす若し後天的に養成せられたりとせば如何なる教育に依り斯くも意外の人物を養成せしか等枚擧に遑あらざる程多の心中に攪入して研究すべき事項なり若し之等の事項を究めずうの心中の作用如何なも知らずして只た有形上の刑罰を執行する方法に於てせば決してうの目的を達せざるは勿論反て意外の結果を養成しつゝあるやも又た量り知る可らず世の論者如何と爲す

●在監人に對し處罰内規を設くる卑見

在甕陽　東海　逸史

在監人の懲罰權は獨り典獄の權内に在りて特更らに處罰内規を設けずして後が渉例反行を處罰するの規定は頗る煩雜なる徒法なるが如く思惟して折角規定せられつゝある内規に於ても或る地方には今や全然之を廢し命令法とか即決法とか云へる迅速なる處分方法を採りて執行せらるゝやに聞けり成程此方法は或る場合に於ては必要なりと雖ども上長官たる典獄の處分法としては強て贊同を表すへき措置にあらざるなり然りと云へども是固より看守長諸君の下に於て嚴密なる審問を終へ而して斷を仰くものなれば千萬その不幸な罰するか如きことなしと云へとも要するに偶々審問に際し彼が事實の辨疏を爲すときは一つの理由として處分の輕重を要求せらるゝ事なきやの惑ありて吾人をして少しく此疑を存せしむる所なり　見て身分の何たるを問はず審問を受くるや自己の過失を辨明してうの責なきを證せんとするは自由辨護權の然らしむる所にして如何程辨明すればとてうの處分を左右せらるゝが如きは不法の酷しきものにして奇怪なる所爲と云はざる可らず是に於て懲罰内規なるものを設け豫め處罰の範圍を定而して之が範圍内に依りて處分せられんには正當なる才斷を與ふるに庶幾らん乎記し以て各會友諸君に質す

附言以上管だに予が大体の卑見を叙述したる而已にして不日詳細なる卑見を再演するの期ある可し識者幸に諒焉

雜報追加

●有馬氏監獄局計表課長拜命せらる

去月廿二日小河監獄事務官、監獄局獄務課長拜命せられたるに就ては早晩專任計表課長の任命を見るならんと想像せしが余輩の想像は遂に吾人を欺かず、本月十四日有馬四郎助氏内務屬拜命(一級俸)監獄局計表課長を命せらるゝに至れり、有馬氏は久しく獄務に從事せられ北海道集治監分監長、埼玉縣典獄等の職に在り最も經驗に富める氏にしあれば余輩は茲に良課長を得たるを祝せずんばあらざるなり、是より益々監獄局の施政見るべきあり余輩を滿足せしむべきあるを信ず、敢て有馬氏の爲め榮任を祝すること爾り

エンド ゼー ニュー ペンス
and the new pens.
と 新しきペンを二

イン ホイッチ ハンド ドゥー アイ ホールド
In which hand do I hold
に何れの手なす六 私は三 もち五
ニ ゼー アップル
the apple?
林檎を四

ユー ホールド イット イン ユーア レフト
You hold it in your left
汝は一 もつ五 それを四 に三 汝の左
ハンド
hand.
手二

アイ プット ゼー インクスタンド イン ゼー
I put the ink-stand in the
私は一 入る五 墨計壺を二 に四
ボックス
box.
箱三

アイ プレース ゼー テーブル バイ ゼー
I place the table by the
私は一 おく四 机を二 窓の
ウヰンドー
window.
側に三

カウント フロム テン ツー ツウェンティー
Count from ten to twenty.
数へ五 から十二 十なで一 を二 四 四

ワン ツー スリー フォーア ファイヴ シックス
One, Two, Three, Four, Five, Six,
一 二 三 四 五 六

セヴン エイト ナイン テン エレヴン
Seven, Eight, Nine, Ten, Eleven,
七 八 九 十 十一

ツウェルヴ サーティーン フオーティーン
Twelve, Thirteen, Fourteen,
十二 十三 十四

フィフティーン シックスティーン セヴンティーン
Fifteen, Sixteen, Seventeen,
十五 十六 十七

エイティーン ナインティーン ツウェンティー
Eighteen, Nineteen, Twenty.
十八 十九 二十

セー テンス
Say the tens.
云へ二 十位の數を一

テン ツウェンティー サーティー フォーティー
Ten, Twenty, Thirty, Fourty,
十 二十 三十 四十

フィフティー シックスティー セヴンティー
Fifty, Sixty Seventy,
五十 六十 七十

エイティー ナインティー
Eighty, Ninety.
八十 九十

カウント セー デスクス
Count the desks.
數へ二 小机を一

カウント セー ウヰンドース
Count the Windows.
數へ二 窓を一

カウント セー ボーイス
Count the boys.
數へ二 男兒を一

カウント セー ガールス
Count the girls.
數へ二 女子を一

ハウ メニー アール ファイヴ エンド ナイン
How many are five and nine?
幾何である二 五と九は一

ファイヴ エンド ナイン アール フォーティーン
Five and nine are fourteen.
五と九はある 十四で

正	誤
第號六十三項右欄終りより八行目	Telegraph-post（ポスト）はTelegraph-pole（ポール）の誤同じく二行目の文字Fheaterは Theaterの誤也

矯正図書館

○廣　告

○諸官省、陸海軍、裁判所、廳府縣、警視廳、警察部、集治監、監獄署、御出版物、印刷物、帳簿製本受負御用ハ本院多年ノ經驗ニ依リ確實低廉ヲ旨トシ力メテ迅速ニ御用辨可致ハ勿論印刷、洋紙、製本等ノ機關ハ最モ完備致居候間何程多數ノ御注文ニテモ受負時日ヲ誤リ又ハ見本、見積書ニ相違ノ物品ヲ上納スルガ如キ弊習ナカランコヲ相誓ヒ屢一層勉勵仕候間多少ニ係ハラズ御用被仰付度奉願候

○本院副業トシテ諸官廳御需用ノ物品一切並陸海軍、各高等官、警察官、司獄官ノ御制(略)服、帽子、帶劍、靴、手帖等調進ノ御受負可致候

○各集治監監獄署御製品ノ販賣並素品御需用ノ節ハ何品ニ係ハラズ御用被仰付度候

○前記御用品ノ外地方御在官者ノ御便益ヲ斗ランカ爲メ各自御需用ノ物品(書籍、時計、和洋服、一ダース以上ノ手袋、靴足袋等)何品ニ限ラズ東京府下ニ於テ御購求相成度御希望ノ向ハ本院義務トシテ極廉直ニ購買シ御送付致シ其代金ハ小包郵便ヲ以代償引換ヘ若クハ官廳ノ證明ヲ得ルカ又ハ本院ノ認ムル在官者二名以上ノ責任者被相立候時ハ該代金ノ半額以上ハ三ケ月以内ノ月賦拂トシテ御送付可相成至極御便利ノ御取扱可仕ニ付何品ニ限ラズ無御遠慮被仰越度尚御懇切ニ御世話可致候

御用ノ節ハ見本又ハ明細書、說明書御示シ奉願候ハヾ早速見積書若クハ見本差出シ或ハ手代出頭御用爲相伺可申候

東京市四谷區荒木町廿七番地
東京書院
(電話出願中)

矯正図書館

（毎月一回定期發行）

前司法大臣　清浦奎吾君題字
前大審院長　三好退藏君序
留岡幸助君著

感化事業之發達

定價十八錢
郵稅四錢
發兌　東京市京橋區出雲町一番地　警醒社書店

內務省監獄事務官　小河滋次郎君序
湖處子序

◉寄書規定

第一　監獄雜誌へ掲載の材料として玉稿御送付被下候節は、罫紙、白紙を問はず、半紙又は美濃紙の內を以て一行（若くは二）二十三字詰となし、其字体を判明に、且假名は可成平假名にて御記載相成たし但鉛筆は楮字の際滲滅し易きを以て普通の筆墨にて御認め被下たし

第二　寄書は一項毎に都て別紙に御記載相成たし但問答と雖も一問一答如に必別紙に御認あらんことを乞ふ

第三　表題、（地名署名）姓名（又は號）は本文の前に御記載被下若し御匿名なるときは地名（署名）姓名は編輯部參考の爲め儀外に御認め相成たし

第四　寄稿に對する應答中緊要と認る事項に就ては學士大家の審査を乞ひ其明解を付するとあるべし

第五　毎月五日前（六月は廿日前）に本會へ御送附の分は其月發行の本誌へ、其以後到達の分は翌月の誌上へ掲載すべきものと御承知被下たし

寄稿の應答は勿論本誌全体の記事に就き議論を上下せらるゝ時は可成次號へ投書相成たし

明治三十一年三月二十日
（明治二十七年二月廿六日郵便物認可）

發行人兼編輯人　磯村貞
印刷人　沼田太郎
發行所　愛知縣名古屋市西區幅町四番戸　警察監獄學會
事務所　東京市四ツ谷區荒木町二十七番地　本會事務社
印刷所　東京市京橋區北槇町二丁目一番地　明發社

（本誌一部前金六錢郵稅別）